総 則 編

総 則 編

第１章　総　則

第１節　計画作成の趣旨等……………………………………… 1-1-1
第２節　防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱……… 1-2-1
第３節　市の概要……………………………………………… 1-3-1
第４節　災害の履歴…………………………………………… 1-4-1

総則編

第１章　総　則

第１節　計画作成の趣旨等

１　計画の理念

地域防災計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第 223 号。以下「法」という。）第42条の規定に基づき糸魚川市防災会議が策定する計画であって本市の災害予防及び災害発生時の応急対策、復旧・復興対策にあたっての総合的な災害対策の基本となるものである。

本計画は、災害からの市民の生命・身体・財産の保護、市域の保全を目的とし、本市の広大な市域と災害特性を踏まえ、過去の災害の教訓を生かした被害想定をもとに、より実践的な計画でなければならない。

本市における防災は、市、市民、事業者及び関係団体が一体となり、それぞれの持つ能力を発揮し、相互に補完しながら災害時行動力の向上に努め、地域防災力を高めるものとする。

２　基本目標

(1) 災害に強いまちづくり
- 災害予防及び災害発生時に被害の最小化を図る減災まちづくり
- 防災拠点施設の整備

(2) 災害に強いひとづくり
- 啓発及び訓練による防災意識向上
- 防災体制強化のための市民、事業者及び行政の連携

(3) 災害に強いしくみ（体制）づくり
- 的確な防災活動のための体制及び手順の確立
- 情報伝達体制の整備充実

３　計画の構成

本計画は、総則編、震災対策編、津波災害対策編、風水害対策編、個別災害対策編、化学工業地域災害対策編、原子力災害対策編及び資料編で構成し、当市地域における各災害に関する諸施策に対し、総合的かつ基本的な性格を有するものである。

また、本計画に定めのない事項については、新潟県地域防災計画に準ずるものとする。

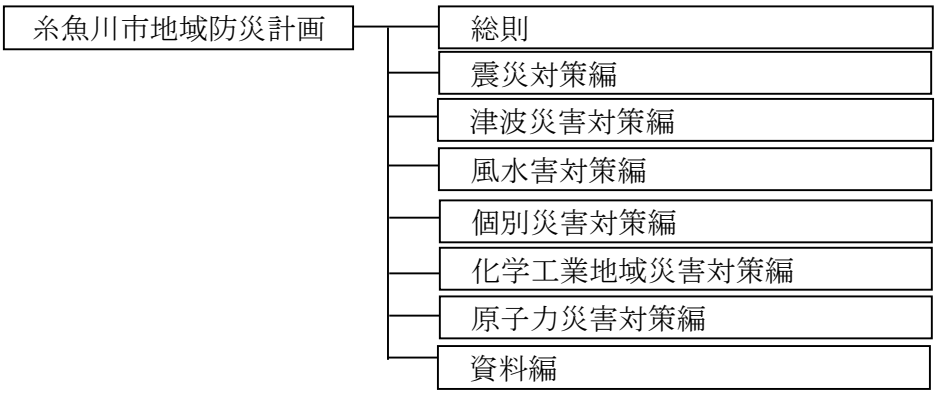

また、それぞれの災害への対策は、市民及び防災関係機関の協力を得て、市の全部署が一体となり推進することは言うまでもないが、各節の冒頭では、計画に関連する市の主な関係部署を掲載し、関係部署が複数にわたる場合は、特に主体となって取り組むべき部署を◎で示した。

４　関連計画との整合

本計画は、本市の自然条件及び社会的条件を基本に作成するものであり、その内容については法及び強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法（平成25年法律第95号）など他の法律に基づく防災に関する計画と十分な調整を行い、整合を図るものとする。

また、糸魚川市総合計画は、市政運営とまちづくりに関する最上位計画であり、めざす都市の姿とそれを実現させるための方策を示すものであるが、防災に関する施策もこの総合計画に基づき実施される。こうしたことから、本計画は、総合計画の施策の大綱のひとつである「環境にやさしい安全・安心のまちづくり」について、防災及びその関連分野から体系化する側面を有するものである。

５　計画の修正

本計画は、各防災関係機関が作成する実施計画等により具体化を図るが、法第42条第１項の規定に基づき毎年検討を加えるとともに進捗状況、実効性等の確認を行い、必要があると認めるときは、糸魚川市防災会議において修正を行う。

したがって、各防災関係機関は、毎年防災会議が指定する期日（緊急を要するものについてはその都度）までに、計画の修正案を防災会議に提出する。

なお、本計画を修正した場合は、速やかに防災関係機関その他必要な機関等に通知するとともに、法第42条第５項の規定により、その要旨を公表する。

６　計画の習熟等

市及び防災関係機関等は、平素から訓練、研究その他の方法により、本計画及び本計画に関連する他の計画の習熟、並びに周知に努めるとともに、この計画に基づき、より具体的な災害の予防対策、応急対策及び復旧対策の推進体制を整える。

第２節　防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱

１　基本理念

(1) 市民、地域、行政による取組みの推進と相互の支援・協力による補完体制の構築

本市の自然的特性に鑑み、人口、産業その他の社会経済情勢の変化を踏まえ、災害の発生を常に想定するとともに、災害が発生した場合における被害の最小化及びその迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせて災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめる。

本計画においては、自然災害に対する施設能力や行政主導の避難対策等には限界があることを理解した上で、市民、地域、行政（防災関係機関）の各主体がそれぞれの果たすべき役割を的確に実施するとともに、相互に密接な連携を図り、各主体が不足する能力を外部からの支援と相互協力により補完し、災害の予防、応急対策、復旧・復興のための活動を円滑に実施する体制を構築する。

① 市民・企業等の役割

ア 市民・企業等は、自らの責任において自身及びその保護すべき者について、災害からの安全を確保し、自らの社会的な責務を果たすよう努める。

イ 市民は、その地域における安全確保のため相互に助け合い、災害の予防・応急対策を共同で行うよう努める。

ウ 市民・企業等は、災害又はこれにつながるような事象への関心を高め、市民・企業等が主体となって「自らの命は自ら守る」という意識を持ち行動するよう努める。

エ 企業等は、その立地する地域において、市民の行う防災活動への協力に努める。

② 地域の役割

ア 地域のつながりが災害時に大きな力を発揮することから、自治会を主体とした積極的な地域コミュニティ活動を通じて、地域において「自らの地域は自らで守る」意識を共有するよう努める。

イ 地域防災力の根幹となる自主防災組織の結成を進めるとともに、地元消防団と連携した防災訓練の実施等、組織の活性化に努める。

ウ 地区における防災力の向上を図るため、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等の自発的な防災活動の推進に努める。

また、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行う。

③ 市、県及び防災関係機関の役割

ア 市、県及び防災関係機関は、災害時の市民等の安全確保と被災者の救済・支援を災害発生時に迅速かつ有効に実施できるよう、次により災害対応能力の維持・向上に努める。

(ｱ) 専門知識を持った職員の養成・配置と災害時の組織体制の整備

(ｲ) 業務継続計画の策定など危機管理体制の整備、また庁舎・設備・施設・装備等の整備

(ｳ) 職員の教育・研修・訓練による習熟

(ｴ) 市、県及び国の研修機関等の研修制度の充実、大学の防災に関する講座等との連携等により人材育成を体系的に図る仕組みを構築

(ｵ) ハザードマップの作成、避難指示等の判断基準等の明確化

(ｶ) 災害対応業務のプログラム化、標準化
(ｷ) 緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みの平常時からの構築
(ｸ) 指定緊急避難場所、指定避難所、備蓄など、防災に関する諸活動の推進にあたっての、公共用地・国有財産の有効活用

イ 市、県及び防災関係機関は、平時から、市民等が主体的かつ適切に避難をはじめとする行動がとれるように支援の強化・充実を図る。

ウ 市、県及び防災関係機関は、住民及び企業等が公の支援を遅滞なく適切に受けられるよう、確実に周知しなければならない。

エ 市、県及び防災関係機関は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。また、市及び県は、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるよう努める。

オ 市、県及び防災関係機関は、相互の連携・協力のための体制を整備し、広域的な応援・受援体制の強化・充実を図る。

カ 市及び県は、市民一人一人が自ら行う防災活動や、地域の防災力向上のために自主防災組織や企業等が連携して行う防災活動を促進する。

キ 市は、市地域防災計画に地区防災計画を位置づけるよう当該地区の市民等から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定める。

ク 内閣府は、「防災×テクノロジー官民連携プラットホーム」等の取組を通じて、市、県のニーズと民間企業等が持つ先進技術とのマッチング支援等を行うことにより、市、県の災害対応における先進技術の導入を図る。

④ 支援と協力による補完体制の整備

市、県及び防災関係機関は、自らの対処能力が不足した場合、国、他の地方公共団体からの支援のほか、ＮＰＯ、ボランティア、企業・団体等の協力を得ながら十分に対応できるよう、事前の体制整備に努める。

(2) 要配慮者への配慮と男女共同参画及び性的少数者の視点に立った対策

① 各業務の計画策定及び実施にあたっては、要配慮者の安全確保対策に十分配慮する。

また、在日・訪日外国人が増加していることから、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性やニーズなどが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の環境整備や円滑な避難誘導体制の構築に努めるなど、災害発生時に、要配慮者としての外国人にも十分配慮する。

② 計画の策定及び実施にあたっては、男女共同参画及び性的少数者の視点から見て妥当なものであるよう配慮する。

(3) 感染症対策の観点を取り入れた防災対策

令和２年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。

(4) 複合災害への配慮

積雪期の地震発生などの複合災害（同時又は連続して２以上の災害が発生し、それらの影響が複合化すること）について、各業務においてあらかじめ配慮する。

(5) 計画の実効性の確保

市、県及び防災関係機関は、本計画上の防災対策の実効性を担保するため、連携して以

下のとおり取り組む。

ア　過去の災害対応の教訓の共有を図るなど、実践的な訓練や計画的かつ継続的な研修を実施する。

イ　関係する施設・資機材の整備、物資の備蓄、組織・体制の整備、関係機関との役割分担の確認などを平常時から行うよう努める。

ウ　研修や訓練を通じて非常時の意思疎通に齟齬を来さないよう「顔の見える関係」を構築し信頼関係を醸成するよう努めるとともに、計画内容への習熟を図る。

(6) 市全体の防災力の計画的な向上

市は、県及び防災関係機関と協議し、特に災害時の人的被害軽減対策についての具体的な達成目標を設定するとともに、市民・企業等にも広く参画を求めて、市全体の総合的な防災力向上を市民運動として推進する。

２　防災関係機関及び市民の責務

(1) 市民・地域・企業等の責務

「自らの身の安全は自分で守る。自分たちの地域の安全は自分たちで守る。」ことが防災の基本であり、市民はその自覚を持ち、平常時から災害に備えるための手段を講じておくことが重要である。

市民・地域・企業等は、発災時には自らの身の安全を守るよう行動するとともに、市、県、国その他防災関係機関の実施する防災活動に参加・協力するという意識のもとに、積極的に自主防災活動を行うものとする。

(2) 市の責務

市は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の地方公共団体、ＮＰＯ、ボランティア、企業・団体及び市民の協力を得て防災活動を実施する。

災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組む。

男女共同参画の視点からも、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。

(3) 県の責務

県は、市町村を包含する広域的地方公共団体として、大規模災害から県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するため、次の対策を講ずる。

① 政府、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の地方公共団体、ＮＰＯ、ボランティア、企業・団体及び市民の協力を得て防災活動を実施する。

② 災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組む。

③ 災害時対応における女性の視点についての理解が促進されるよう、平常時から防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し、市町村へ情報提供するなど周知啓発を図る。また、女性センター・男女共同参画センター等（以下「男女共同参画センター」という。）が、災害対応力を強化する女性の視点に関する学びの機会の提供等の周知啓発活動ができるよう、男女共同参画担当部局は、支援に努める。

④ 市の防災活動を支援し、かつその調整を行う。

⑤ 平常時から自主防災組織やＮＰＯ、ボランティア団体等の活動支援やリーダーの育成を図る。

⑥ 新潟県地域防災計画の実効性を高め、災害の軽減を図るための具体的な計画を策定する。

(4) 指定地方行政機関の責務

指定地方行政機関は、大規模災害から県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、市及び県の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

(5) 指定公共機関及び指定地方公共機関の責務

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、市及び県の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

(6) その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者の責務

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平常時から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には応急措置を実施する。また、市、県及びその他防災関係機関の防災活動に協力する。

３ 各機関の事務又は業務の大綱

糸魚川市を管轄する指定地方行政機関、自衛隊、新潟県、糸魚川市、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、それぞれの所掌事務又は業務を通じて糸魚川市の地域に係る防災に寄与すべきものとし、それぞれが災害時に処理すべき事務又は業務の大綱は、次表のとおりである。

【糸魚川市】

機　関　名	処理すべき事務又は業務の大綱
糸 魚 川 市	1　糸魚川市防災会議に関すること。 2　市内における公共団体及び市民の自主防災組織の育成指導に関すること。 3　災害予警報等情報伝達に関すること。 4　被災状況に関する情報収集に関すること。 5　災害広報並びに高齢者等避難の発出、避難の指示に関すること。 6　被災者の救助に関すること。 7　県知事の委任を受けて行う、災害救助法（昭和22 年法律第118 号）に基づく被災者の救助に関すること。 8　災害時の清掃・防疫その他保健衛生の応急措置に関すること。 9　消防活動及び浸水対策活動に関すること。 10　被災児童・生徒等に対する応急の教育に関すること。 11　被災要援護者に対する相談及び援護に関すること。 12　公共土木施設、農地及び農業用施設等に対する応急措置に関すること。 13　農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置に関すること。 14　消防、浸水対策、救助その他防災に関する業務施設及び設備の整備に関すること。 15　ガス、水道等公営事業の災害対策に関すること。 16　こころのケア、救護所設置に関すること。
消防本部 消防署	1　火災予防、災害防止対策及び指導に関すること。 2　災害応急対策に対する協力に関すること。 3　災害時における救助活動に関すること。 4　災害時における警報の伝達、避難指示に関すること。

【新潟県】

機　関　名	処理すべき事務又は業務の大綱

新　潟　県	1　新潟県防災会議に関すること。 2　糸魚川市や他市町村、指定公共機関又は指定地方公共機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整に関すること。 3　災害予警報等情報伝達に関すること。 4　被災状況に関する情報収集に関すること。 5　災害広報に関すること。 6　避難指示に関すること。 7　糸魚川市の実施する高齢者等避難発出に係る情報提供・技術的支援に関すること。 8　糸魚川市の実施する被災者の救助の応援及び調整に関すること。 9　災害救助法に基づく被災者の救助に関すること。 10　災害時の防疫その他保健衛生の応急措置に関すること。 11　糸魚川市の実施する消防活動及び浸水対策活動に対する指示及び援助に関すること。 12　被災児童・生徒等に対する応急の教育に関すること。 13　被災要援護者に対する相談及び援護に関すること。 14　公共土木施設、農地及び農業用施設等に対する応急措置に関すること。 15　農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置に関すること。 16　緊急通行車両の確認に関すること。 17　消防、浸水対策、救助その他防災に関する業務施設及び設備の整備に関すること。 18　自衛隊の災害派遣要請に関すること。 19　他の都道府県に対する応援要請に関すること。
新潟県警察本部 糸魚川警察署	1　避難誘導、被災者の救出その他人命保護に関すること。 2　交通規制、緊急通行車両の確認及び緊急交通路の確保に関すること。 3　行方不明者調査及び死体の検視に関すること。 4　犯罪の予防･取締り、混乱の防止その他秩序の維持に必要な措置に関すること。

【指定地方行政機関】

機　関　名	処理すべき事務又は業務の大綱
北陸農政局 新潟農政事務所	1　国営農業用施設の整備並びにその防災管理及び災害復旧に関すること。 2　農地及び農業用施設災害復旧事業の緊急査定に関すること。 3　農業用施設における事前防災の徹底に関すること 4　災害時における応急食糧の緊急引渡しに関すること。
関東森林管理局 上越森林管理署 糸魚川森林事務所 中信森林管理署 姫川治山事業所	1　国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持及び造成に関すること。 2　民有林直轄治山事業の実施に関すること。 3　災害復旧用材（国有林材）の供給に関すること。
第九管区海上保安本部 上越海上保安署	1　災害予防に係わる防災訓練、海難防災講習会等啓発活動及び調査研究に関すること。 2　災害応急対策に係わる警報等の伝達、情報の収集、海難救助等に関すること。 3　災害応急対策に係わる人員及び物資の緊急輸送並びに物資の無償貸与又は譲与に関すること。 4　関係機関等の災害応急対策の実施に対する支援に関すること。 5　海上における流出油の防除、交通安全の確保、警戒区域の設定、治安の維持及び危険物の保安処置に関すること。

	6　災害復旧・復興対策に係わる海洋環境の汚染防止及び海上交通安全の確保に関すること。
東京管区気象台 新潟地方気象台	1　気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること。 2　気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること。 3　気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること。 4　糸魚川市が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。 5　防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること。
信越総合通信局	1　災害時における通信・放送の確保に関すること。 2　災害時における非常通信に関すること。 3　非常災害時における臨時災害放送局等の臨機の措置に関すること。 4　災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車等及び臨時災害放送局用機器の貸出に関すること。
新潟労働局 上越労働基準監督署	1　災害時における産業安全確保に関すること。 2　平常時の産業安全及び防災教育並びに予防措置に関すること。
北陸地方整備局 高田河川国道事務所 糸魚川国道維持出張所 糸魚川出張所 松本砂防事務所	1　台風及び波浪から市民等を保護するための海岸保全施設等の整備推進に関すること。 2　国の直轄土木工事及びその災害復旧に関すること。 3　一級河川水系における指定区間外の管理及び改修、維持修繕、災害復旧等の工事の実施に関すること。 4　一般河川水系におけるダム管理者に対する管理及び防災上の指示監督に関すること。 5　洪水予報指定河川（姫川）の洪水予報業務に関すること。 6　国土交通大臣の指定した水防警報河川の水防警報に関すること。 7　国土交通大臣の指定した直轄工事施工区域内においての砂防の実施及び災害復旧に関すること。 8　土砂災害緊急情報の発表等に関すること 9　荒川水系大石川及び信濃川水系三国川におけるダム管理に関すること。 10　直轄海岸保全区域において海岸保全施設に関する直轄工事の実施及び災害復旧に関すること。 11　一般国道指定区間の改築、管理、維持修繕、除雪及び災害復旧工事に関すること。 12　国が行う海洋の汚染の防除に関すること。 13　油保管施設等の油濁防止緊急措置手引書等に関する指導。 14　緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施に関すること。
北陸地方測量部	1　災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用の支援・協力に関すること。 2　国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の利活用の支援・協力に関すること。 3　地理情報システム活用の支援・協力に関すること。 4　災害復旧・復興のための公共測量の技術的助言に関すること。

【陸上自衛隊】

機　関　名	処理すべき事務又は業務の大綱
陸上自衛隊	１　防災関係資料の事前収集と災害派遣準備体制の確立に関すること。 ２　災害発生時の県の情報収集活動への協力に関すること。 ３　災害出動要請又は出動命令に基づく人命救助を最優先とした応急救援活動の実施に関すること。

【指定公共機関】

機　関　名	処理すべき事務又は業務の大綱
西日本旅客鉄道㈱ 金沢支社 日本貨物鉄道㈱ 金沢支社	１　災害時における鉄道による緊急輸送の確保に関すること。
ＮＴＴ東日本㈱ 新潟支店 ㈱ＮＴＴドコモ ＫＤＤＩ㈱ ソフトバンク㈱ 楽天モバイル㈱	１　電気通信設備の整備及び防災管理に関すること。 ２　災害時における緊急通話の確保及び気象警報等の伝達に関すること。
日本赤十字社 新潟県支部	１　災害時における医療救護に関すること。 ２　災害時における救援物資の備蓄及び配分に関すること。 ３　災害時の輸血用血液の供給に関すること。 ４　災害救援（義援）金の募集、受付及び配分に関すること。 ５　労働奉仕班の編成及び派遣の斡旋並びに連絡調整に関すること。 ６　こころのケアに関すること。
日本放送協会 新潟放送局	１　津波予警報、気象警報等の放送に関すること。 ２　災害時における広報活動に関すること。
日本郵便㈱	１　災害時における郵便業務の確保、郵便業務に係る災害対策特別事務取扱い及び援護対策に関すること。
東日本高速道路㈱ 新潟支社上越管理事務所	１　高速自動車国道の防災管理に関すること。 ２　災害時の高速自動車国道における交通路の確保に関すること。 ３　高速自動車国道の早期災害復旧に関すること。
東北電力ネットワーク㈱ 糸魚川電力センター	１　電力施設等の防災管理及び災害復旧に関すること。 ２　災害時における電力の供給の確保に関すること。

【指定地方公共機関】

機　関　名	処理すべき事務又は業務の大綱
日本通運㈱ 糸魚川営業所	１　災害時における陸路による緊急輸送の確保に関すること。
土地改良区	１　水門、水路、ため池等の施設の防災管理並びに災害復旧に関すること。
㈱新潟日報糸魚川支局	１　災害時における広報活動に関すること。

㈱新潟放送上越支社 ㈱ＮＳＴ新潟総合テレビ上越支局 ㈱テレビ新潟放送網 ㈱新潟テレビ21 ㈱エフエムラジオ新潟	１　津波警報、気象警報等の放送に関すること。 ２　災害時における広報活動に関すること。
えちごトキめき鉄道㈱	１　災害時における鉄道による緊急輸送の確保に関すること。

【その他の公共的団体・防災上重要な施設の管理者等】

機　関　名	処理すべき事務又は業務の大綱
糸魚川バス㈱ 本社営業所	１　災害時における陸路による緊急輸送の確保に関すること。
農業協同組合 森林組合 漁業協同組合 農業共済組合	１　共同利用施設の災害応急対策及び復旧に関すること。 ２　被災組合員に対する融資又はその斡旋に関すること。 ３　災害時における緊急物資の調達及び緊急輸送の確保に関すること。
商工会議所 商工組合等	１　災害時における物価の安定についての協力、徹底に関すること。 ２　救助用物資、復旧資機材の確保についての協力、斡旋に関すること。
一般診療所・病院 糸魚川市医師会 上越歯科医師会糸魚川支部 糸魚川薬剤師会	１　災害時における収容患者に対する医療の確保に関すること。 ２　災害時における負傷者等の医療救護に関すること。
一般建設事業者	１　災害時における応急復旧の協力に関すること。
一般運送事業者	１　災害時における緊急輸送の確保に関すること。
自主防災組織 自治会	１　防災活動への協力に関すること。 ２　市民に対する避難誘導への協力に関すること。 ３　避難所運営への協力に関すること。 ４　防災知識の普及に関すること。 ５　自主防災組織化の推進に関すること。
危険物関係施設管理者	１　災害時における危険物の保安措置に関すること。
糸魚川市社会福祉協議会	１　糸魚川市災害ボランティアセンターの設置運営に関すること。
各種ＮＰＯ ボランティア団体	１　糸魚川市災害ボランティアセンターの支援に関すること。 ２　災害応急対策への協力に関すること。

㈱新潟放送上越支社 ㈱ＮＳＴ新潟総合テレビ上越支局 ㈱テレビ新潟放送網 ㈱新潟テレビ21 ㈱エフエムラジオ新潟	１　津波警報、気象警報等の放送に関すること。 ２　災害時における広報活動に関すること。
えちごトキめき鉄道㈱	１　災害時における鉄道による緊急輸送の確保に関すること。

【その他の公共的団体・防災上重要な施設の管理者等】

機　関　名	処理すべき事務又は業務の大綱
糸魚川バス㈱ 本社営業所	１　災害時における陸路による緊急輸送の確保に関すること。
農業協同組合 森林組合 漁業協同組合 農業共済組合	１　共同利用施設の災害応急対策及び復旧に関すること。 ２　被災組合員に対する融資又はその斡旋に関すること。 ３　災害時における緊急物資の調達及び緊急輸送の確保に関すること。
商工会議所 商工組合等	１　災害時における物価の安定についての協力、徹底に関すること。 ２　救助用物資、復旧資機材の確保についての協力、斡旋に関すること。
一般診療所・病院 糸魚川市医師会 上越歯科医師会糸魚川支部 糸魚川薬剤師会	１　災害時における収容患者に対する医療の確保に関すること。 ２　災害時における負傷者等の医療救護に関すること。
一般建設事業者	１　災害時における応急復旧の協力に関すること。
一般運送事業者	１　災害時における緊急輸送の確保に関すること。
自主防災組織 自治会	１　防災活動への協力に関すること。 ２　市民に対する避難誘導への協力に関すること。 ３　避難所運営への協力に関すること。 ４　防災知識の普及に関すること。 ５　自主防災組織化の推進に関すること。
危険物関係施設管理者	１　災害時における危険物の保安措置に関すること。
糸魚川市社会福祉協議会	１　糸魚川市災害ボランティアセンターの設置運営に関すること。
各種ＮＰＯ ボランティア団体	１　糸魚川市災害ボランティアセンターの支援に関すること。 ２　災害応急対策への協力に関すること。

第３節　市の概要

１　糸魚川市の自然概況

本市は新潟県の最西端に位置し、北は日本海、西は富山県に接し、51.225km に及ぶ海岸線を有している。また、南は北アルプス連峰に連なる県内最高峰の小蓮華山（2,766m）や頸城連峰の活火山である焼山（2,400m）が連なっている。

中部山岳・妙高戸隠連山国立公園、親不知子不知県立自然公園や久比岐・白馬山麓県立自然公園をはじめ、海岸、山岳、渓谷、温泉など変化に富んだ個性豊かな自然に恵まれ、森林資源やヒスイ・石灰石等の鉱物資源や水資源など地域資源が豊富な地域であり、その優れた地質遺産、自然、歴史、文化等が認められ、平成21年に「世界ジオパーク」に日本で初めて認定された。

反面、地すべり、風水害等の自然災害が発生しやすく、また、豪雪地帯でもある。

■ 位置

	地　名	東　経		地　名	北　緯
東　端	大字東谷内	138° 06’	南　端	大字大所	36° 45’
西　端	大字市振	137° 38’	北　端	大字徳合	37° 08’

■ 面積　（単位：㎢、％）

	総面積	宅　地	農　地	山林原野等
糸魚川地域	466.62	5.98	30.63	430.01
能生地域	150.49	1.71	12.50	136.28
青海地域	129.13	2.24	2.00	124.89
合　計	746.24	9.93	45.13	691.18
比　率	100.0	1.3	6.0	92.7

■ 市域の国立公園等
（新潟県地質図2000年版景観資源図より抜粋し、一部追記）

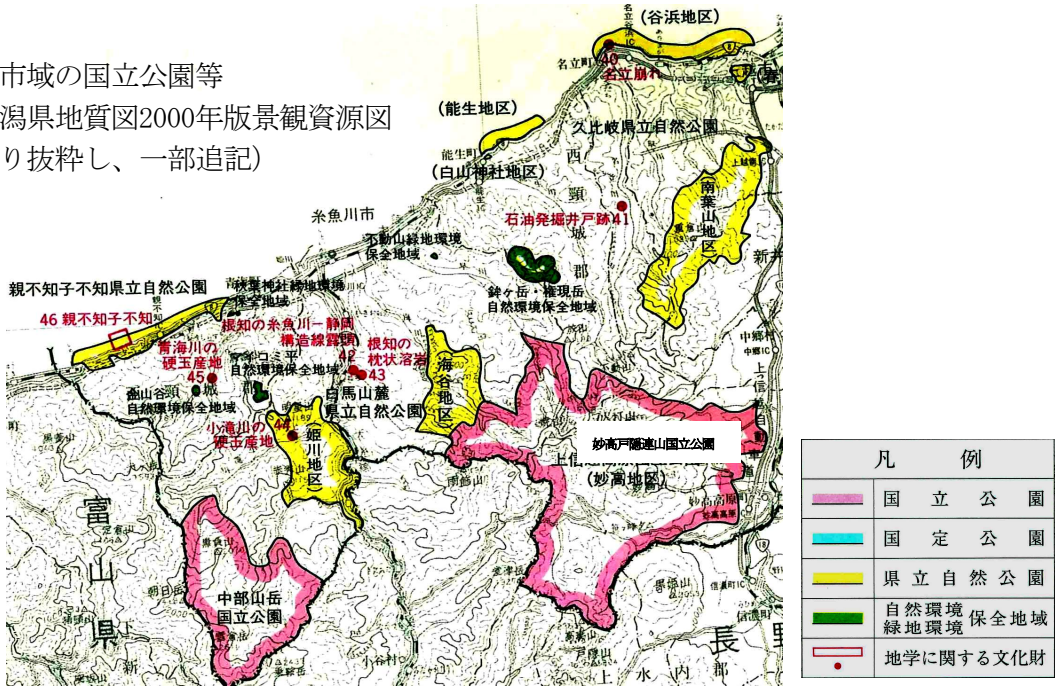

(1) 地形・地質の概要

① 糸魚川地域

糸魚川地域の面積は466.62㎢である。そのうち85％以上を山林・原野が占め、平野は海岸線と流域沿いに開かれているのみであり、姫川、海川、早川の３河川は大小の支流を集めて日本海に注いでいる。

支流の小河川は、奥深くに源を発し山峡をぬいながら流域を開いており、市内に水力発電所が17か所立地している。

地勢は、海岸から北アルプスに向かって傾斜を強めており、０ｍから山頂は2,769ｍに及ぶ立体性に富む地形である。

早川及び海川の流域は、高山地帯が第四紀火山岩、低山地帯は第三紀安山岩及び玄武岩を主としている。姫川流域は、地質学上重要視されているフォッサマグナがあり、極めて複雑な様相を呈している。

各流域の山間部は、地すべりの多い山地を形成しており、地すべり、砂防等の指定地を多く抱えている。

② 能生地域

能生地域の面積は 150.49 ㎢である。そのうち 76%以上を山林・原野が占め、北西部にある海岸線を除く三方を上信越の山岳で囲まれている。

特に、南部から西部にかけては標高 1,000ｍ以上の山岳が連なり、それらの最高峰である火打山に源を発する能生川が地域を縦断し日本海に流れ込んでいる。

概略すれば南部の山岳地帯を扇形の中心とすれば、日本海に向かって広がっており、その広がりにしたがって標高が下がっている。標高区分面積で見ると標高 200ｍ未満の低地は全体の 33.4％で、その他ほとんどが山地や急峻地である

地質は、山地部と能生川沿いの平坦部に分かれる。山地部は更新世から中新世に形成された泥岩と、一部に砂岩泥岩互層が見られ、鮮新世から中新世に形成された安山岩も見られる。能生川沿いの平地は完新世に形成された砂、泥、礫によるいわゆる氾濫原性堆積物地帯として発達したもので肥沃な土地である。

③ 青海地域

青海地域の面積は 129.13 ㎢である。地形は、北に広がる日本海に沿った海岸線を除き、三方を山岳で囲まれている。特に、日本の屋根といわれる飛騨山脈が白馬岳、朝日岳から犬ケ岳、白鳥山を経て、日本海になだれ落ちているところは、古来北陸街道の難所として知られる親不知子不知の険を形成して特徴的である。

地質的には、フォッサマグナの西縁にあり、飛騨外縁帯に属する古生代デボン紀～石炭紀の結晶片岩、石炭紀～ペルム紀の青海石灰岩、非石灰古生層、中生代ジュラ紀～白亜紀の来馬層・手取層・勝山花こう岩・新生代第三紀の親不知火山岩、新世代第三紀の火砕岩である山本層・今井層と、砂岩泥岩互層からなる火打山層など新旧多種類の地層が分布している。結晶片岩を含む蛇紋岩メランジ（複合岩）帯には、ヒスイ原石、青海石、奴奈川石、糸魚川石などの新鉱物が発見されており、青海川橋立のヒスイは、小滝川のヒスイと共に国の天然記念物に指定されている。

黒姫山の石灰石は、日本海側最大の埋蔵量を有し、多種類の古生物化石と奴奈川カルストといわれる豪雪地帯特有の山地型溶触地形を造っており、黒姫山に内蔵する大規模な地下川が流れる福来口鐘乳洞や日本最深の竪穴洞くつ群が散在している。

■ 地質図　（新潟県地質図 2000 年版　地質断面図より抜粋）

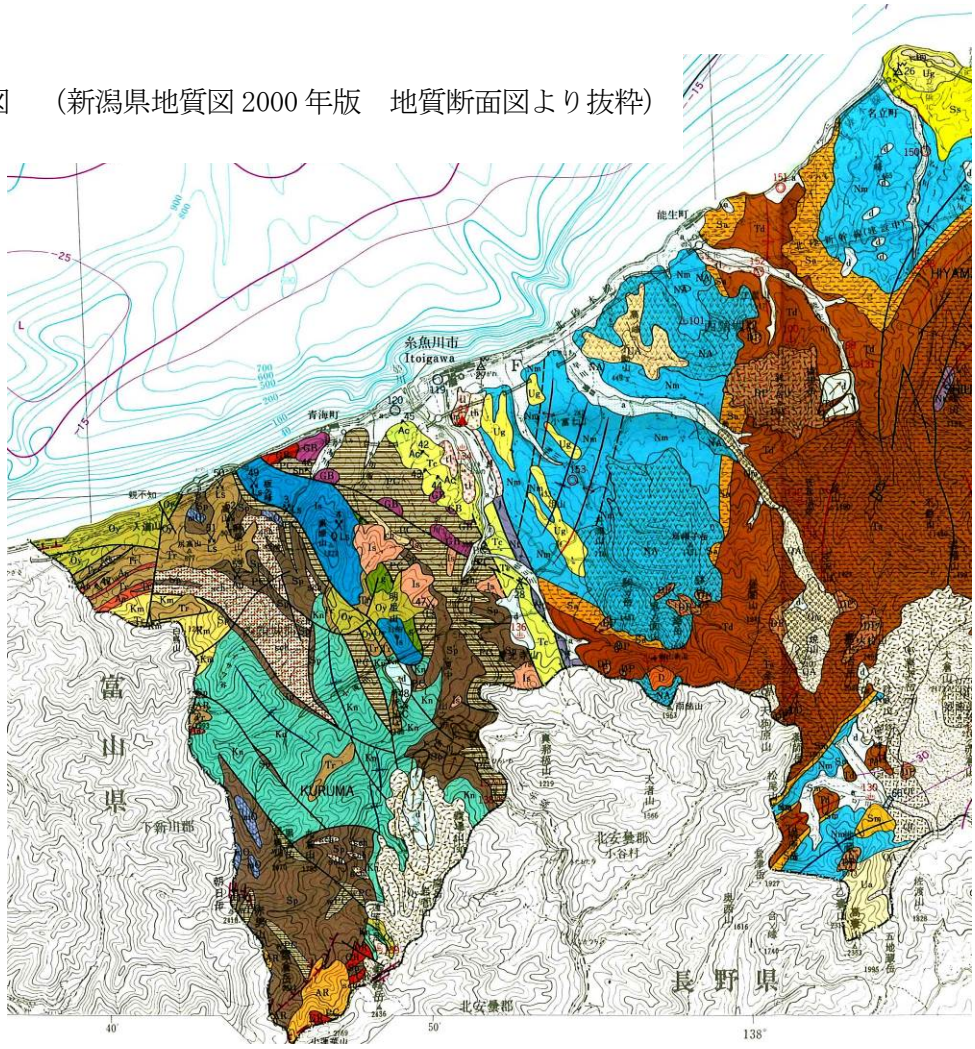

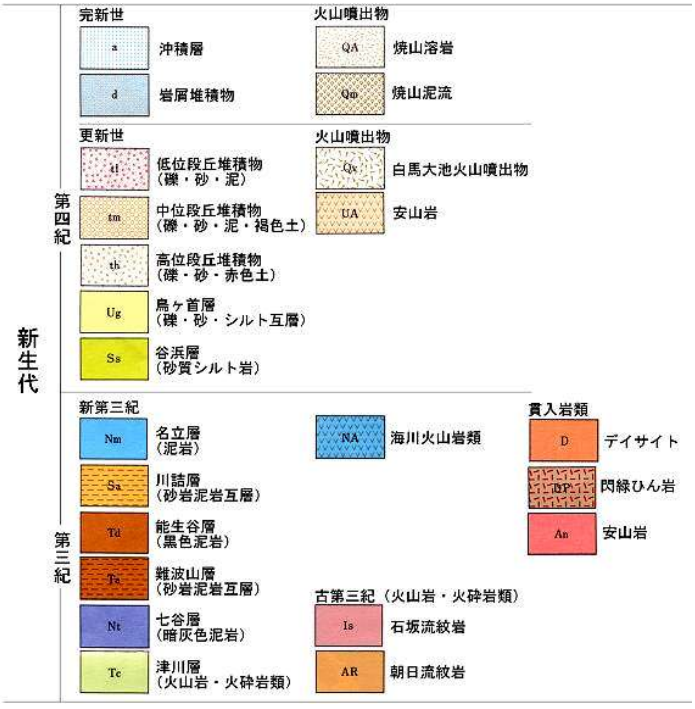

■地すべり地形分布図

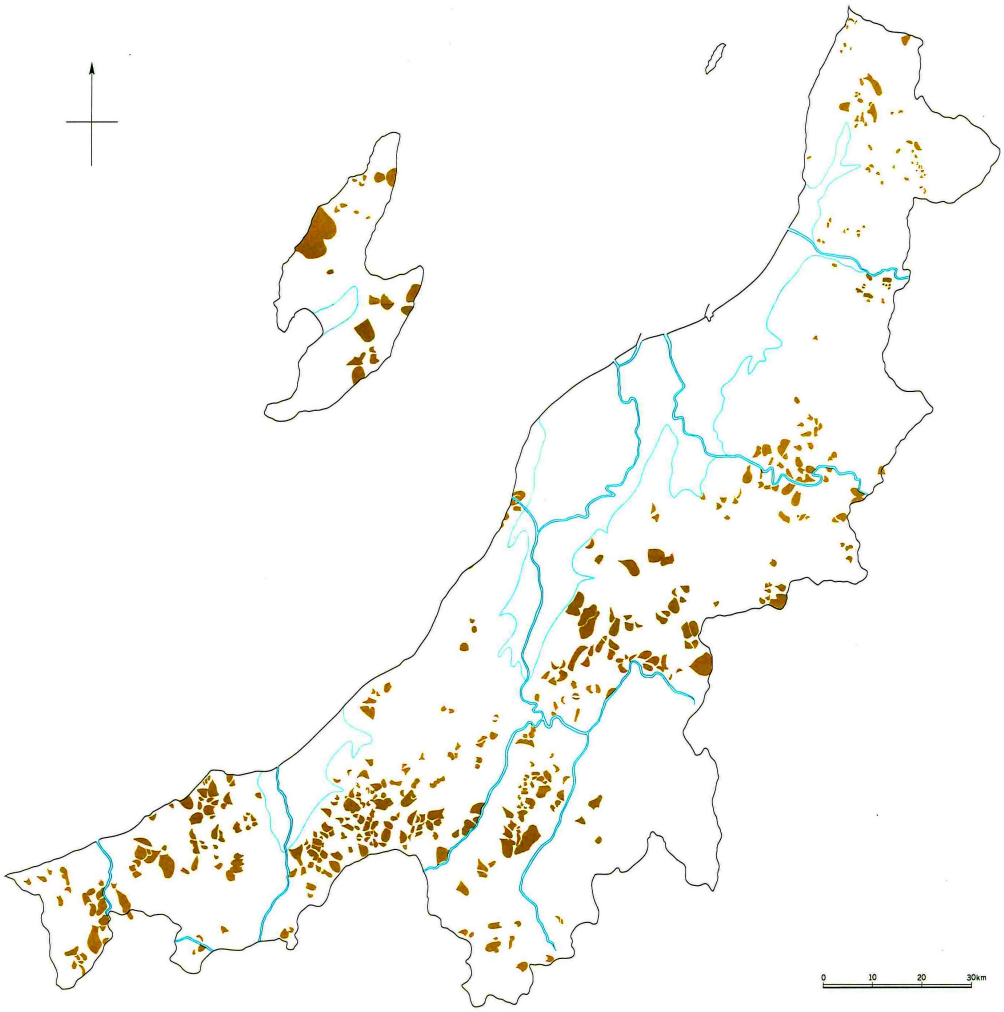

（新潟県地質図2000年版　巨大地すべり地形分布図より抜粋　）

(2) 新潟県の活断層

① 本県には、櫛形山脈断層帯をはじめ数多くの活断層が存在するとされている。

また、国の地震調査研究推進本部が、社会的、経済的に大きな影響を与えると考えられ調査対象とした全国の114活断層帯のうち、県内には櫛形山脈断層帯、月岡断層帯、長岡平野西縁断層帯、十日町断層帯、六日町断層帯、高田平野断層帯が存在している。（位置図参照）

■ 新潟県内の調査対象断層の位置図

② 本県に関係する主要活断層帯の長期評価（地震調査研究推進本部地震調査委員会による）

断層帯名 （起震断層/活動区間）	予想地震 規模（M）	ﾗﾝｸ	地震発生確率 （今後30年以内）	最新活動時期 平均活動間隔
櫛形山脈断層帯	6.8程度	Ｓ＊	0.3%～5%	約3,200年前以後～ 約2,600年前以前 約2,800年～4,200年
月岡断層帯	7.3程度	Ａ＊	ほぼ0%～1%	約6,500年前以後～約900年前以前 7,500年以上
長岡平野西縁断層帯	8.0程度	Ａ＊	2%以下	13世紀以後 約1,200年～3,700年
十日町断層帯（西部）	7.4程度	Ｓ＊	3%以上	約3,100年前以前 3,300年程度
十日町断層帯（東部）	7.0程度	Ａ	0.4%から0.7%	不明 4,000年～8,000年程度
高田平野断層帯（高田東縁断層帯）	7.2程度	Ｓ＊	ほぼ0%～8%	約3,500年前以後～19世紀以前 2,300年程度
高田平野断層帯（高田平野西縁断層帯）	7.3程度	Ｚ	ほぼ0%	1,751年の地震 2,200年～4,800年程度
六日町断層帯（北部）（ケース１）	7.1程度	Ａ	ほぼ0.4%～0.9%	約4,900年前以後～16世紀以前 約3,200年～7,600年
六日町断層帯（北部）（ケース２）	7.1程度	Ｚ	ほぼ0%	2004年中越地震 約3,200年～4,000年 もしくはそれ以下
六日町断層帯（南部）	7.3程度	Ｚ	ほぼ0%～0.01%	約2,900年前以後～2,000年前以前 約6,200年～7,200年

※地震発生確率の算定基準日は、令和５年１月１日。

※六日町断層帯北部については、平成 16 年（2004 年）新潟県中越地震を六日町断層帯北部の最新活動としない場合（ケース１）とこれを最新活動とする場合（ケース２）の２つの場合分けをして、評価を行った。

※地震発生確率値は有効数字１桁で記述している。ただし、30 年確率が 10%台の場合は２桁で記述する。また「ほぼ 0%」とあるのは、10－3%未満の値を表す。

※活断層における今後 30 年以内の地震発生確率が 3%以上を「Ｓランク」、0.1～3%を「Ａランク」、0.1%未満を「Ｚランク」、不明（すぐに地震が起きることが否定できない）を「Ｘランク」と表記している。

※最新活動（地震発生）時期から評価時点までの経過時間を平均活動間隔で割った値が地震後経過率。最新の地震発生時期から評価時点までの経過時間が、平均活動間隔に達すると 1.0 となる。地震後経過率が 0.7 以上である活断層については、ランクに「＊」を付記している。

(3) 気象

本市は、北陸特有の気候で四季の変化が著しい。

春秋は、比較的晴天の日が多く温暖であり、梅雨時期における降雨量もそれ程多くないが、近年、局地的、集中的に降ることが多い。

夏は、高温多湿で、台風も数個襲来し、冬は西高東低の気圧配置の日が多く季節風が強い。過去の気象概況は次のとおりである。

（標準的な観測所として、糸魚川市消防本部における観測記録を掲載）

■ 気象概況　　観測地：糸魚川市消防本部、累雪量のみ糸魚川市役所

年	気温(℃)			降雨量等(mm)		累雪量(cm)	最多風向	最大瞬間風速(m/s)
	平均	最高	最低	総数	日最大			
平成１７	13.7	34.8	-3.5	2,593.0	102.5	383	南南東	南南東　19.1
１８	13.6	35.3	-4.7	1,945.0	82.0	26	南南東	南南東　38.3
１９	14.2	34.9	-1.5	2,159.0	118.0	108	南南東	南南東　35.0
２０	13.9	33.9	-3.0	1,930.0	96.0	26	南南東	西　29.4
２１	14.0	36.8	-3.6	1,981.0	64.5	160	南南東	南西　33.5
２２	14.3	35.3	-3.6	2,330.5	75.0	112	南南東	南南東　39.9
２３	13.8	36.1	-4.4	2,603.0	109.5	231	南南東	西南西　32.7
２４	13.7	36.3	-5.4	2,338.0	86.5	139	南南東	南南東　40.6
２５	14.0	35.7	-3.5	2,370.0	71.5	83	南南東	南南東　35.6
２６	13.8	36.8	-3.3	2,414.5	89.0	164	南南東	西南西　29.0
２７	14.4	37.4	-3.3	1,542.5	52.5	94	南	南南東　36.8
２８	14.6	35.9	-2.9	2,117.0	60.0	87	南	南西　40.2
２９	13.9	36.3	-3.0	2,646.5	214.0	258	南	南西　33.2
３０	14.5	37.8	-4.5	2,233.5	101.5	94	南	南　35.0
３１ 令和元	14.6	38.0	-2.5	2,339.0	114.5	26	南	西　31.1
2	14.9	36.8	-4.5	2,377.5	77.5	288	南	南　32.6
3	14.7	35.1	-2.6	2,556.5	109.5	164	南	西南西　33.2
4	14.6	37.9	-3.1	2,220.0	86.5	204	南	南　32.8
5	15.5	37.8	-5.3	2,696.0	142.0	52	西南西	西南西　30.5
6	15.3	35.2	-1.8	2,151.5	64.5	130	南	南　34.1

※　累雪量のみ年度、その他は暦年で記載。

２　糸魚川市の社会的状況

(1) 人口・世帯数

少子高齢化の急速な進展と、若年層の流出等により人口の減少が続いている。

一方、生活様式の都市化、住民意識の変化等により核家族化が進み、人口の減少に対して世帯数は増加傾向にあるが、山間地域においては他地域への転居等により依然として減少傾向が強く、集落機能の維持すら困難となる集落もある。

■ 総人口　（単位：人）

	2000年（平成12年）	2005年（平成17年）	2010年（平成22年）	2015年（平成27年）	2020年（令和２年）
糸魚川地域	32,003	30,277	29,371	27,288	25,491
能生地域	10,858	10,078	9,317	8,542	7,733
青海地域	10,160	9,489	9,014	8,332	7,541
合　計	53,021	49,844	47,702	44,162	40,765

（国勢調査）

■ 世帯数　（単位：世帯、人）

		2000年（平成12年）	2000年（平成17年）	2010年（平成22年）	2015年（平成27年）	2020年（令和２年）
糸魚川地域	世帯数	10,863	10,765	11,037	10,485	10,499
	世帯人員	2.95	2.81	2.66	2.60	2.42
能生地域	世帯数	3,259	3,279	3,093	3,002	2,888
	世帯人員	3.33	3.07	3.01	2.85	2.67
青海地域	世帯数	3,570	3,365	3,303	3,212	3,055
	世帯人員	2.85	2.82	2.73	2.59	2.46
合　計	世帯数	17,692	17,409	17,433	16,639	16,442
	世帯人員	3.00	2.86	2.74	2.65	2.47

（国勢調査）

■ 年齢三区分別人口

	2000年（平成12年）		2005年（平成17年）		2010年（平成22年）		2015年（平成27年）		2020年（令和２年）	
	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
年少人口（0～14）	6,983	14.8	6,181	12.4	5,591	11.7	4,816	10.9	4,005	9.8
生産年齢人口（15～64）	31,636	59.6	28,284	56.7	26,353	55.3	22,942	51.9	20,213	49.6
老年人口（65～）	14,402	27.2	15,379	30.9	15,702	32.9	16,346	37.0	16,296	40.0
不明	－	－	－	－	56	0.1	58	0.1	251	0.6
合　計	54,780	100.0	49,844	100.0	47,702	100.0	44,162	100.0	40,765	100.0

（国勢調査）

(2) 産業

2020年の国勢調査によると、産業別就業人口の構成比は、第１次産業が5.1%、第２次産業が35.6%、第３次産業が59.3%となっている。

産業別人口全体は、2015年の国勢調査結果から1,491人減少しており、各産業別の人口もそれぞれ減少が見られる。

特に、第１次産業においては、就業人口が1,013人と2015年に比べて256人の減、構成割合も5.1%、0.8ポイントの減少となり、一層、第１次産業の維持が深刻さを増している。

第２次産業、第３次産業においても、就業人口の構成割合は横ばい・微増の状況ではあるが、就業者数はそれぞれ減少していることから、第１次産業と同様に、第２次産業・第３次産業においても、就業者数の確保が課題となっている。

■ 産業別人口

	2000年（平成12年）		2005年（平成17年）		2010年（平成22年）		2015年（平成27年）		2020年（令和2年）	
	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
第１次産業	2,351	8.6	2,113	8.5	1,474	6.4	1,269	5.9	1,013	5.1
第２次産業	10,675	39.2	9,212	37.3	8,691	37.6	7,636	35.6	7,105	35.6
第３次産業	14,225	52.2	13,393	54.2	12,943	56.0	12,529	58.5	11,825	59.3
合　　計	27,251	100.0	24,718	100.0	24,096	100.0	21,434	100.0	19,943	100.0

（国勢調査）

(3) 公共交通ネットワーク

一般国道８号は市域内の海岸線を東西に走り、各地域を相互に結ぶ基幹道路として重要な役割を果たしている。一般国道148号は、中部圏域との交流に欠かせない道路である。

また、高速交通網の要である北陸自動車道が国道８号と並行して東西に走り、国道148号と並行する地域高規格道路の整備に向けた取組みを推進している。

地域内では一般国道と一般県道が櫛状に接続され、それらを補完する市道、広域農道などの道路網が縦横に走っている。

鉄道では平成27年３月に北陸新幹線が開業し、在来線は、えちごトキめき鉄道の日本海ひすいラインとＪＲ西日本の大糸線が運行されている。

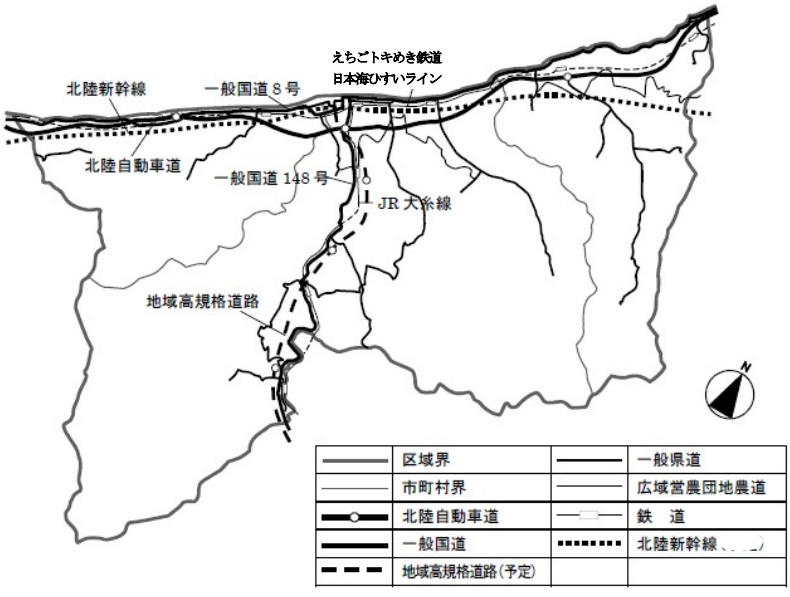

第４節　災害の履歴

当市は、フォッサマグナに示されるように地質が複雑で、地すべり、砂防等の指定地を多く抱えているうえ、急傾斜地という地形条件にあるため、これまで地すべり等の災害が繰り返されてきた 。

また、市街地、海岸地域では、都市下水路、排水路の整備が進み豪雨災害は少なくなったが、海岸侵食が問題になっている。

１　過去の主な自然災害（災害救助法・新潟県災害救助条例適用災害等）

（1）糸魚川市（平成17年3月19日　市町合併以前）

災害発生年月日 災　害　名	被　害　概　況
昭和40年 ９月18日 台風24号 （法適用）	９月17日台風24号は300㎜を超す大雨を伴い、当市に襲来したため、23時から18日８時頃まで、全壊、半壊、床下浸水の家屋の被害並びに部落営簡易水道及び道路、橋梁、農地等の流出、埋没等近年にない大災害を受けた。特に宮平地区に地すべり発生、２週間以上も危険な状態が続く。なお、市営ガスも送管破損のため１週間ガスの供給ができなかった。 （1）被害状況（住家）　全壊12棟、半壊14棟、床下浸水322棟 （2）災害対策本部　９月17日から10月７日までの間設置 （3）避難所設置　４か所　対象人員延1,894人
昭和44年 ８月９日 ８月水害 （法適用）	８月８日夜に入って秋田沖にあった低気圧が急に南下し、前線の活動によって、夜半から集中豪雨をもたらし、河川が氾濫したものである。全消防団員の出動及び各地元住民の協力を求めて、水防活動、被災者の救助、交通確保等の応急措置にあたった。 （1）被害状況（住家）　全壊１棟、半壊14棟、床上浸水573棟、床下浸水1,083棟 （2）被害総額　4,940,618千円 （3）災害対策本部　８月９日４時30分設置
昭和45年 １月31日 高潮災害 （法適用）	大型台風なみに発達した低気圧が秋田県沖を通過、北海道沖に抜けて停滞するかたちになり、その影響で海岸一帯に大波が押し寄せ、波高10m以上に達した。 このため護岸が倒壊・流出し、大災害をもたらした。消防団員の出動及び地元住民の協力を求めて、被害者の救助及び被害の拡大防止等の応急措置に当たった。 （1）被害状況 ア　人的被害　重傷者３人、軽傷者３人 イ　建物被害（住家）　全壊８棟（公営住宅40世帯分、被災21世帯59人） 床上浸水４棟（44世帯129人） 床下浸水６棟（６世帯 22人） （2）被害金額　1,074,770千円 （3）災害対策本部　１月31日正午に設置 （横町・大和川・浦本に現地連絡所を設置）
昭和48年 ９月23日 糸魚川市地方局地豪雨 （法適用）	９月23日午後能登半島沖の低気圧が、糸魚川上空で非常に強く発達し、17時から18時までの１時間に60㎜を超える降雨を記録し、24日１時30分までに239㎜と当地方の最高降雨量となり、このため中小河川の氾濫、がけ崩れ、地すべりが発生した。避難所を４か所設置し、全消防団員の出動及び地元住民の協力を求め、被災者の救助活動、水防活動、交通の確保等の措置をとった。 （1）被害状況 ア　人的被害　死者・行方不明者２人、重軽傷者６人 イ　建物被害（住家）　全壊１棟、半壊３棟、一部破損１棟 床上浸水596棟、床下浸水1,188棟 （2）被害総額　1,758,710千円 （3）災害対策本部　９月23日20時に設置

平成７年７月
11 日～12日

７．11水害

（県条例適用）

梅雨前線が北陸地方に停滞し、11日昼過ぎから夜半前にかけて上越地方を中心に激しい雨となった。平岩地区では１時間に50㎜を超える降雨を記録し、翌12日夜には総降雨量485㎜に達した。このため、市内各所で河川の 氾濫、がけ崩れ、地滑りが発生し、特に姫川流域では一般国道148号及びＪＲ大糸線が寸断され、平岩地区では民家・温泉施設に大きな被害をもたらした。

(1) 災害対策本部設置
ア　７月11日　19時30分
イ　糸魚川市役所　２階入札執行室

(2) 避難勧告経過

区　域	人数／世帯数	発令日時	解除日時	避難先
前 川 地 区	51人／21世帯	7月11日 18時30分	7月12日 17時00分	小滝公民館
水 崎 地 区	115人／27世帯	7月11日 21時00分	7月13日 7時30分	水前神社
平 岩 地 区	118人／41世帯	7月11日 21時00分	8月11日 13時00分	山之坊小学校 上刈会館
玉 水 地 区	159人／44世帯	7月11日 22時15分	7月12日 9時00分	上刈会館
クアハウス ひすいの湯	10人／1世帯	7月12日 16時00分	7月13日 13時30分	指定せず
中 条 地 区	20人／6世帯	7月13日 0時30分	7月16日 15時30分	中条区長宅
６地区	473人／140世帯			

(3) ヘリコプターによる救出　　７月12日～７月14日　530人
(4) 建物被害（住家）　　全壊13棟、半壊４棟、一部破損１棟、
床上浸水45棟、 床下浸水171棟
(5) 施設被害
ア　田・畑（流理、冠水）　　20.1ｈａ
イ　文教施設　　１か所
ウ　公共土木施設　　87か所
エ　農林水産業施設　　231か所
オ　その他の公共施設　　７か所
(6) 被害総額　　78,894,059千円

平成８年６月25日

６．25水害

（法・県条例適用なし）

梅雨前線が北陸地方に停滞し、24日夕から上越地方を中心に激しい雨となった。当市では24日夕から26日朝にかけて総降雨量179㎜に達した。このため、市内各所で河川の氾濫、がけ崩れ、地滑りが発生し、特に姫川流域では一般国道　148号、平岩地区では民家・温泉施設に被害をもたらした。

(1) 災害対策本部設置
ア　６月25日　11時00分
イ　糸魚川市役所　２階入札執行室
(2) 避難勧告経過（次表のとおり）

区　域	人数/世帯数	発令日時	解除日時	避　難　先
中川原地区	5人/2世帯	6月25日 8時45分	6月28日 18時00分	中川原公民館 ↓ 山之坊小学校に 変更 (6月25日11:20) ↓ 中川原公民館に 変更 (6月26日19:30)
	11人/2世帯	6月25日 9時30分	6月27日 18時00分	
	41人/15世帯	6月25日 11時20分	6月26日 18時00分	

	<table><tr><td>水崎地区</td><td>124人/32世帯</td><td>6月25日 14時30分</td><td>6月26日 18時00分</td><td>上刈会館</td></tr><tr><td>２地区</td><td>209人/51世帯 （旅館宿泊者 28人含む）</td><td></td><td></td><td></td></tr></table> (3) 建物被害（住家）　　一部破損　３棟 (4) 施設被害 ア　公共土木施設　　11か所 イ　農林水産業施設　　１か所 ウ　その他の公共施設　１か所 (5) 被害総額　　483,545千円
平成８年12月６日 (10時30分頃発生) 蒲原沢土石流災害 （法・県条例適用なし）	新潟県と長野県との県境に位置する蒲原沢は、姫川支流で急勾配、上流は山崩れが起こって不安定な地形である。この災害は、崩落した土砂で堰き止められた川の水が、鉄砲水となって土石流を起こしたとみられている。 小谷村では、５日から６日の朝にかけ１時間当たり５㎜、計49㎜の雨量があった。また、現地では５、６㎝の積雪もあり、これらの気象条件又は融雪の地下水等が災害発生原因とされている。土石流は、国界橋上流の堰堤工事や7.11水害の復旧工事に従事していた150人以上の作業員を襲った。 死者14人、負傷者８人を出したほか、50人近い作業員が一時的に孤立した。現地に流出した大量の土砂は、直径４、５メートルの大きな岩を含んで、10万㎥以上ともいわれ、被災者は、これらの下に生き埋めとなる大惨事であった。 (1) 災害対策本部 ア　12月６日　14時00分 イ　糸魚川市役所　２階入札執行室 (2) 人的被害 死者14人、重傷者２人、軽傷者６人

(2) 能生町（平成17年3月19日　市町合併以前）

災害発生年月日 災　害　名	被　害　概　況
昭和22年5月19日 地すべり	柵口地すべりは、戦後の４大地すべりの一つといわれる有名な地すべりで、200町歩近い地域が移動した。 被害は、耕地30町歩、人家の倒壊・埋没53棟、非住建物38棟、道路の埋没・流失650m、橋の流失３、砂防ダム破壊４であった。
昭和29年10月31日 高潮災害	北陸地方の強風、高潮の来襲で鬼伏地区２箇所国道15mが浪害、能生地区２箇所60mが波のため決壊し、納屋など４棟流失する。筒石では護岸15m被害。 消防団は14日間及び延べ1,800人が出動 被害総額１億7,500万円
昭和38年3月16日 地すべり	融雪により小泊で地すべり発生、住家、国道、鉄道に大被害、10日間鉄道が麻痺、全長410m、幅150m、面積4.5ha、約150万㎥の泥土が動きだし小泊の住宅密集地を襲い、約40万㎥の土砂が日本海に押し出した。 このため全壊家屋28棟、半壊２棟、死者４名、負傷者11名の被害を出す大惨事、旧国鉄の下り列車が白山トンネルを出て約170m押し出され、乗客はトンネル内で負傷者を出して避難した。 国道８号は12日間の交通麻痺となり海上輸送などで対応した。 また、糸魚川方面のガスパイプラインが破損して供給ストップとなり生活パニックとなる大災害。 消防団は21日間に及び延べ3,150人が出動。 被害総額３億4,400万円

昭和 39 年 ７月 18 日 ７月 20 日 地すべり	集中豪雨により新戸で地すべり発生、全長650m、幅80m、16世帯72人が被害、全壊家屋12棟、半壊６棟、非家屋全壊11棟、半壊２棟の惨事となる。 消防団は８日間に及び延べ1,260人が出動 被害総額8,455万円 また、２日後の７月20日に鷲尾で地すべり発生、全長300m、幅250m、全壊家屋２棟、半壊３棟、非家屋２棟の被害、23棟に避難命令発令。 消防団は４日間不眠不休の活躍で延べ620人が出動
昭和40年９月17日 台風24号	台風24号が全町に被害を及ぼし、死者２人、全壊家屋４棟、半壊家屋17棟、浸水家屋947棟に及ぶ災害となる。 被害総額16億2,000万円
昭和46年12月12日 地すべり	午後１時30分ころ島道で地すべりが発生、全長350m、幅100m、土砂６万㎥流出し、家屋４棟、非家屋16棟が倒壊する。 消防団延べ700人が出動
昭和55年４月７日 地すべり	午後１時15分ころ高倉で地すべりが発生、全長400m、幅250m、深さ30m、全壊家屋２棟、牛舎及び農作業小屋３棟倒壊、肉牛29頭が土砂に埋没、町道が200m埋没、更に５世帯に避難勧告を発令。 被害総額５億8,000万円
昭和61年１月26日 雪崩 （法・県条例適用）	午後11時ころ柵口権現岳（標高1,108m）の中腹800mから900m付近で、幅200m、長さ1,800mの国内最大規模の面発生乾雪表層雪崩が発生し、柵口集落を襲った。 死者13人、負傷者９人、全壊家屋８棟、半壊２棟、一部損壊１棟、 非家屋全壊８棟

(3) 青海町（平成17年3月19日　市町合併以前）

災害発生年月日 災　害　名	被　害　概　況
昭和36年９月16日 第２室戸台風	９月16日夕方からの風が午後７時30分には瞬間最大風速37m/s、降水量も午後６時から８時までの２時間で87mmに達し、各河川の水量が著しく増加した。 ア　道路被害　原石山（大沢）付近決壊、橋立トンネル入り口決壊 清水倉橋流失、倉谷線決壊（３か所）、 上路線決壊（荒沢） イ　河川被害　青海川決壊（川向）、田海川決壊（４か所） 倉谷川決壊（２か所） ウ　建物一部損壊　巡査宿舎、名引公民館、保育所（２か所）、伝染病舎、 塵埃焼却場、学校（10か所）等 エ　その他の被害　田冠水600ａ、漁船流失３隻、漁船大破１隻

昭和40年９月17日 台風24号 （法・県条例適用）	17日午前８時から18日の午前８時までに209.5ｍｍ（青海消防署）、電気化学田海製造部の調べでは260ｍｍを超えるという記録的な豪雨となった。 １７日午後８時に青海町災害対策本部を設置。 ア　人的被害　死者２人、軽傷者２人 イ　住家被害　全壊・埋没７棟、半壊14棟、流失19棟、 床上浸水206棟、床下浸水425棟 ウ　道路被害　田海川水系（福来口線外）　決壊　13か所 青海川水系（青海橋立線外）決壊　９か所 上路川水系（上路市振線）　決壊　２か所 エ　橋梁被害　流失４橋、一部流失１橋 オ　河川被害　町管理分　被災延長　4,616.9m　15か所 県管理分　被災延長　6,272.0m　25か所 カ　砂防被害　被災延長1,121.4m、堰堤４基 キ　その他の被害　田被災（冠水等）89ha、船舶流失１隻、山崩れ７か所 ク　被害総額　2,227,453千円
昭和44年８月９日 集中豪雨 （８・９水害） （法・県条例適用）	８月８日から９日にかけての記録的集中豪雨により、外波地区では鉄砲水が地区の中央を突き抜け、一瞬のうち12棟を流失、137棟が全半壊という、壊滅的な被害を受けた。歌、外波、市振、上路、高畑などの各地区でも、田畑、山林はもちろん、床上浸水、床下浸水など家屋の被害も大きく、日本石灰石開発(株)、電気化学工業(株)青海工場などの産業も、直接間接に多大の被害を被った。 さらに、国鉄北陸線、国道８号、電信電話ケーブルも至るところで寸断され、被災者の救援、救護は、海上から漁船の連絡に頼らなければならなかった。 ア　人的被害　死者３人、重傷者12人、軽傷者64人 イ　住家被害　全壊・埋没64棟、半壊83棟、流失12棟、 床上浸水81棟、床下浸水342棟 ウ　道路被害　決壊55か所 エ　橋梁被害　流失・埋没７橋 オ　河川被害　決壊20か所 カ　砂防被害　堰堤11か所 キ　その他の被害　田被災（冠水等）61.2ha、船舶流失13隻、船舶破損25隻 ク　被害総額　3,534,314千円
昭和45年１月31日 高潮災害 （台湾坊主）	１月 31 日早期、陸上で瞬間最大風速 26m/s を記録する大暴風雪となり、海上では波高８～９ｍ、波長 120ｍにおよぶ未曽有の高波浪が海岸沿いの各地区を襲った。 ア　水産業施設被害　建物（市振漁協事務所、船小屋等）流失 16 棟、 漁港護岸決壊等 506ｍ、船舶流失１隻 イ　公共施設被害　公営住宅床下浸水２棟、河川吐出口決壊 110ｍ、 護岸決壊 1,570ｍ、市振保育所全壊１棟(300 ㎡) 教員住宅破損２棟、地区公民館破損１棟 ウ　非住家被害　納屋・倉庫半壊 47 棟、床下浸水 17 棟、 火葬場流失１棟 エ　被害総額　596,267千円
昭和60年２月15日 地すべり災害 （玉ノ木災害）	昭和 60 年２月 15 日午後６時 25 分、玉ノ木地区で大規模な地すべり災害発生。集落の裏手の山、通称・熱田山（標高 170ｍ）の中腹斜面で、その規模は長さ 110ｍ、幅 70ｍ、厚さ５ｍ、高さ 70ｍであり、流れ出した土砂は約４万㎥ に達した。 ア　人的被害　死者 10 人、重傷１人　軽傷３人　生埋脱出 14 人 イ　住宅被害　全壊５棟　半壊２棟　非住家全壊７棟 ウ　被害総額　55,764千円

(4)　糸魚川市（平成 17 年 3 月 19 日　市町合併以降）

災害発生年月日 災　害　名	被　害　概　況
平成 29 年 7 月 1 日 豪雨災害	前日から降り続いた豪雨により、市内全域で河川の増水による住家床下浸水や土砂災害が発生。 能生地域では、能生川の増水による堤防の浸食被害が発生し、一時、能生及び西能生全域に避難勧告が発令された。 ≪気象状況≫ ・累 加 雨 量 387.0 ㎜（6 月 30 日～7 月 5 日）（西飛山） ・時間雨量最大 32.0㎜（7 月 1 日 11 時～12 時）（西飛山） ・最 高 水 位 62.95m（7 月 1 日 15 時）（中野口観測所） (1) 被害状況 ・堤防浸食　２箇所（旧火葬場付近、能生集落排水施設付近） (2) 避難情報 ・避難勧告　７月１日　16 時 08 分　（能生、西能生） 〃 解除　７月４日　 8 時 30 分
平成 29 年 10 月 23 日 西海地区 地滑り災害 （台風21号災害） （法・県条例適用なし）	台風 21 号の接近に伴う大雨により、市内全域で浸水被害と土砂災害が多発した。西海地区では、大規模地滑りによる海川の河川閉塞被害が発生し、流域住民に避難勧告が発令された。 ≪気象状況≫ ・台風 21 号 最大瞬間風速　　27.0m/ｓ 最大風速　　16.8m/ｓ 累計雨量（海川水系）333 ㎜（22 日 0 時～23 日 21 時まで） (1) 被害状況 ア　住家被害　床下浸水 11 棟　一部損壊 2 棟 イ　道路被害　一般道路冠水・法面崩落ほか　49 箇所 農林道土砂災害　20 箇所 ウ　河川被害　堤防損傷　8 箇所（槙、川詰ほか） 河道閉塞　3 箇所（釜沢、道平ほか） エ　その他　帝石パイプライン橋脚損壊（能生川） (2) 本部体制 ア警戒本部 ①　本部名　糸魚川市台風 21 号警戒本部 設置日時　10 月 23 日 5 時 00 分 設置場所　203・204 会議室 ②　本部名　糸魚川市西海地区地すべり警戒本部 設置日時　10 月 25 日 17 時 00 分 設置場所　203・204 会議室 イ　災害対策本部 本部名　糸魚川市台風 21 号災害対策本部 設置日時　10 月 23 日 14 時 00 分 設置場所　203・204 会議室

	⑶ 避難情報 ア　避難準備・高齢者等避難開始 （中野口、下倉の一部、溝尾、槙、宮花町２区） イ　避難勧告 （川詰、東谷内、道平、釜沢、粟倉、真木、来海沢、市野々、御前山、宮花町2区、）
令和元年10月12日 台風19号 （災害救助法適用）	台風19号の上陸・接近に伴い、市内全域で暴風を伴う激しい降雨となり、能生川流域と早川流域では、洪水の危険性が高まったことから避難勧告が発令された。 大雨のピークとなった12日19時50分には、新潟県では初めてとなる大雨特別警報（警戒レベル５相当）も発表された。 ≪気象状況等≫ ⑴　大雨特別警報（警戒レベル５相当） ・12日19時50分発表　13日3時20分解除 ⑵　累加雨量（10月12日から13日まで） 〔流域/観測局/累加雨量〕 ・能生川流域/西飛山/385ミリ ・早川流域/火打1号ダム/501ミリ １　本部設置状況 ⑴　台風19号警戒本部　設置　10月12日（土）8時30分 ⑵　台風19号対策本部　設置　16時00分 解散　10月15日(火）8時30分 ２　避難情報 ⑴　【警戒レベル３】避難準備・高齢者等避難開始（市内全域）発令 ・10月12日（土）12時00分 ⑵　【警戒レベル4】避難勧告　発令 ①能生地区（東小町・西小町を除く）10月12日（土）16時20分から13日（日）11時20分 ②下早川地区新町10月12日（土）18時20分から13日（日）11時20分 ⑶　避難勧告　解除 ・10月13日（日）11時20分 ３　避難状況 ⑴　自主避難所（開設：10月12日8時30分～12時00分） ・３カ所（糸魚川市民図書館、能生生涯学習センター、青海生涯学習センター） ５人 ⑵　市開設避難所（開設：10月12日12時00分～13日11時20分 ・市内３地域18カ所　合計1,344人 糸魚川地域10施設　479人 能生地域５施設　723人 青海地域３施設　142人 ⑶　地区開設避難所 ・市内３地域14カ所　176人 ４　被害状況 ⑴　人的被害なし ⑵　建物被害　住家被害　１件（一部損壊）　非住家・公共施設被害　４件（全壊

	１　一部損壊２　床下浸水１） ⑶　文教施設　２件（一部損壊１　床下浸水１） ⑷　道路被害　128 件（法面崩落、土砂流入） ⑸　河川被害　11 件（河川閉塞、護岸洗堀ほか） ⑹　その他土砂災害等　31 件（農業用水路被害、地すべりほか）
令和３年３月４日来海沢地すべり災害（災害救助法適用）	午前０時頃に来海沢地区の地すべり防止区域（林野庁所管）で発生、全長 230m、幅 70m（暫定値）の地すべりブロックが崩落し、雪交じりの土砂が約１㎞ 流下し、県道上町屋釜沢糸魚川線を埋塞し、来海沢地区住家付近まで流出したもの。二級河川西川沿いに流下したため、沿線住家等 13 棟が被災した。 来海沢地区21世帯33人のほか、県道埋塞により孤立状態となった御前山・市野々地区２世帯４人に避難勧告が発令された。 令和５年11月26日（日）に地すべり対策工において、一定の安全率が確保できたため、避難指示を全面解除した。 １　本部設置状況 来海沢地すべり災害対策本部　設置　3 月 4 日（木）3 時 00 分 ２　避難情報 ⑴　避難勧告・指示発令 ①3 月 4 日（木）3 時 00 分　来海沢地区の一部（県道西側）9 世帯 19 人 ②3 月 4 日（木）14 時 00 分　来海沢地区（全域）21 世帯 33 人 御前山地区１世帯２人、市野々地区１世帯２人 ⑵　避難勧告・指示解除 ①来海沢地区の一部（県道東側）　4 月 3 日（土）8 時 00 分 ②御前山・市野々地区　4 月 10 日（土）8 時 00 分 ３　避難状況　避難所開設：3 月 4 日～4 月 10 日 ・3 月 4 日（木）5 時 00 分　西海地区公民館　９世帯 19 人 ・3 月 4 日（木）17 時 00 分　権現荘　15 世帯 25 人（西海地区公民館は閉鎖） ※上記以外は、親戚宅等へ避難 ・4 月 10 日（土）8 時 00 分　避難所閉鎖（権現荘） ４　被害状況 ⑴　人的被害なし ⑵　建物被害　住家被害　３件（全壊２棟、半壊１棟） 非住家　３件（全壊３棟）、その他　７件 ⑶　その他　県道埋塞、河川埋塞、農業用施設被害、水道施設被害等

２　過去の主な豪雪災害（昭和 51年～）

(1) 糸魚川市（平成17年3月19日　市町合併以前）

年　月	災害救助法(条例) 適　用　状　況	災　害　状　況
昭和52年１月 ～ 昭和52年２月 (52年豪雪)	救助法適用	(1) 人的被害　死者１人、負傷者４人 (2) 住家被害　半壊４棟、一部破損９棟 床上浸水２棟、床下浸水11棟 (3) ３回の寒波到来 第１波　12月27日～１月２日 山間部210cm、平野部100cm 第２波　１月11日～１月15日 山間部230cm、平野部110cm 第３波　１月27日～２月４日 山間部390cm、平野部280cm (4) 豪雪災害対策本部 ア　市豪雪対策本部設置　２月２日 ９時 イ　市豪雪災害対策本部設置　２月３日 16時 (5) 避難指示　２月８日10時45分　小滝地区　岡１世帯
昭和56年１月 ～ 昭和56年２月	適用なし	(1) 人的被害　死者１人 (2) 住家被害　半壊１棟、一部破損11棟 (3) 交通止　国道148号　２月８日から４月10日までの62日間不通となる。
昭和59年１月 ～ 昭和59年３月 (59年豪雪)	救助条例、救助法適用	(1) 人的被害　死者１人、負傷者３人 (2) 住家被害　一部破損２棟、床上浸水５棟、床下浸水46棟 (3) 緊急物資輸送　平岩地区へ生活必需品輸送 （２月７日、13日、３月６日の３回） (4) 豪雪災害対策本部 ア　市豪雪対策本部設置　１月26日 ９時(平均212cm) イ　市豪雪災害対策本部設置　２月５日 正午(平均255cm) ２月７日 ３時(平均302cm) (5) 被害総額　671,760万円
昭和59年12月 ～ 昭和60年３月 (60年豪雪)	救助条例、救助法適用	(1) 人的被害　死者２人、負傷者８人 (2) 住家被害　半壊４棟、一部破損88棟 床上浸水１棟、床下浸水25棟 (3) 市平均最高積雪深に達す 音坂475cm、大野280cm、野口390cm、消防本部200cm (4) 豪雪災害対策本部設置　12月30日 ９時（平均255cm) (5) 被害総額　625,233千円
昭和60年12月 ～ 昭和61年３月 (61年豪雪)	救助条例、救助法適用	(1) 人的被害　死者１人、負傷者９人 (2) 住家被害　半壊１棟、一部破損20棟 床上浸水１棟、床下浸水14棟 (3) 昭和42年観測以降市平均積雪深最高を記録　2月6日 338cm 音坂495cm、大野270cm、野口390cm、消防本部198cm (4) 豪雪災害対策本部設置　１月26日 10時（平均255cm) (5) 被害総額　629,974千円

(2) 能生町（平成17年3月19日　市町合併以前）

年　月	災害救助法(条例) 適　用　状　況	災　害　状　況
昭和58年12月	県救助条例、	(1) 人的被害　負傷者２人

～ 昭和59年３月 (59 豪雪)	災害救助法適用	(2) 住家被害　(非住家　加工場、倉庫等倒壊) (3) 最大積雪量(2 月 18 日)能生 133cm、平 292cm、上能生 545cm (4) 豪雪対策本部（S59.1.26～）
昭和59年12月 ～ 昭和60年３月 (60 豪雪)	県救助条例、 災害救助法適用	(1) 人的被害　負傷者８人 (2) 住家被害　一部破損 51 棟（非住家　工場の屋根陥没） (3) 最大積雪量(1 月 30 日)能生 115cm、平 305cm、上能生 520cm (4) 豪雪対策本部設置（S59.12.29～S60.4.15）
昭和60年12月 ～ 昭和 61 年３月 (61 豪雪)	県救助条例、 災害救助法適用	(1) 人的被害　死者 13 人　重傷者５人　軽傷者４人 (2) 住家被害　全壊８棟、半壊２棟、一部損壊２棟、 非住家８棟　(以上、柵口雪崩災害で再掲) (3) 最大積雪量(2 月 7 日)能生 190cm、平 302cm、上能生 600cm (4) 豪雪対策本部（S61.1.11～S61.4.16) 柵口なだれ災害対策本部（S61.1.27～）

(4) 青海地域（平成17年3月19日　市町合併以前）

年　月	災害救助法(条例) 適用状況	災害状況
昭和59年1月 ～ 昭和59年3月 (59 年豪雪)	県救助条例、 災害救助法適用	(1) 住家被害　非住家４棟 (2) 避難勧告　2 月 11 日 12 時 00 分　宮花町３世帯５人 2 月 18 日 10 時 00 分　上路１世帯３人 (3) 最大積雪深（2 月 18 日）青海分署 130cm、上路 360cm (4) 町豪雪災害対策本部設置（S59.1.26～S59.3.31） (5) 被害総額　4,653 千円
昭和59年12月 ～ 昭和60年３月 (60 年豪雪)	県救助条例	(1) 人的被害　重傷者２人 (2) 住家被害　非住家４棟 (3) 最大積雪深（1 月 31 日）青海分署 167cm （1 月 30 日）上路 390cm (4) 町豪雪災害対策本部設置（S59.12.30～S60.3.30） (5) 被害総額　7,206 千円
昭和61年1月 ～ 昭和61年3月 (61 年豪雪)	県救助条例、 災害救助法適用	(1) 人的被害　重傷者１人 (2) 避難勧告　2 月 6 日 6 時 00 分　３世帯４人 (3) 最大積雪深（2 月 6 日）青海分署 170cm、上路 395cm (4) 町豪雪災害対策本部設置（S61.1.26～S61.3.31） (5) 被害総額　2,525 千円

(4) 糸魚川市（平成17年3月19日 市町合併以降）

年　月	災害救助法(条例) 適用状況	災害状況
平成24年1月 ～ 平成24年2月 (24 年豪雪)	県救助条例、 災害救助法適用	(1) 人的被害　死者１人、負傷者 13 人 (2) 住家被害　半壊１棟 （非住家　全壊 17 棟、半壊５棟、一部損壊３棟） (3) 最大積雪深　平均 227cm（２月 18 日） 〈内訳〉 音坂 290cm、大野 235cm、小滝 385cm、一の宮 75cm 能生 37cm、南能生 222cm、権現荘 389cm 青海分署 90cm、上路 320cm (4) 災害対策本部 豪雪対策本部設置　１月 26 日　14 時（平均 164cm） 豪雪災害対策本部設置　２月１日　13 時（平均 193cm）
令和３年１月 (令和３年豪雪)	災害救助法適用	(1) 人的被害　死者１人、負傷者８人 (2) 住家被害　一部損壊 46 棟、床下浸水１棟 （非住家　全壊 12 棟、半壊３棟、一部損壊 36 棟、 浸水１棟） (3) 最大積雪深　平均 208cm（１月 10 日） 〈内訳〉1/7～1/11 の最大 土塩 326cm、大野 200cm、夏中 231cm、一の宮 130cm 能生 134cm、南能生 248cm、上能生 302cm 青海 125cm、上路 192cm (4) 災害対策本部 大雪警戒本部　１月８日８時 30 分 大雪対策本部　１月９日 10 時 40 分 豪雪災害対策本部　１月 10 日 11 時 00 分

３　過去の主な雪崩災害（昭和55年～）

(1) 糸魚川市（平成17年3月19日　市町合併以前）

年　月　日	災害状況
昭和55年１月21日	(1) 発生場所　糸魚川市大字大所字牧山（蒲原温泉） (2) 雪崩種類　表層雪崩 (3) 被害状況　蒲原温泉（旅館）非住宅全壊３棟、半壊１棟 (4) 特記事項　幅30m、長さ800m
昭和56年２月７日	(1) 発生場所　糸魚川市大字小滝(小滝境洞門上口) (2) 雪崩種類　表層雪崩 (3) 被害状況　乗用車１台 (4) 特記事項　幅６m、長さ20m、厚さ５m、量500m^3

昭和56年２月10日	(1) 発生場所　糸魚川市大字根小屋(糸滝洞門下口) (2) 雪崩種類　表層雪崩 (3) 被害状況　負傷者１人 (4) 特記事項　雪崩の雪をショベルカー２台で除雪していたが、再度700㎥位の雪崩が発生、１台は難を逃れたがもう１台は雪に埋まり運転手が負傷した。
昭和56年２月10日	(1) 発生場所　糸魚川市大字大所字牧山（蒲原温泉） (2) 雪崩種類　表層雪崩 (3) 被害状況　乗用車小破損 (4) 特記事項　３人乗りの乗用車が巻き込まれるも負傷者なし 幅25m、長さ150m
昭和58年２月13日	(1) 発生場所　糸魚川市大字岩倉字鉾ケ岳 (2) 雪崩種類　表層雪崩 (3) 被害状況　住宅全壊１棟、農作業所全壊３棟、半壊１棟 (4) 特記事項　幅50m、長さ2,700m
昭和59年２月３日	(1) 発生場所　糸魚川市大字大所(アルプス食堂前) (2) 雪崩種類　表層雪崩 (3) 被害状況　店舗一部破損 (4) 特記事項　店の玄関戸を突き破る。 幅50m、長さ150m、道路50m
昭和59年２月３日	(1) 発生場所　糸魚川市大字大所(電化保養所前) (2) 雪崩種類　表層雪崩 (3) 被害状況　保養所一部破損 (4) 特記事項　幅50m、長さ200m、道路30m
昭和59年２月６日	(1) 発生場所　糸魚川市大字大平(寒谷) (2) 雪崩種類　表層雪崩 (3) 被害状況　住宅一部破損２棟 (4) 特記事項　住宅２戸の窓を破り室内に流入 幅80m、長さ1,700m
昭和59年２月17日	(1) 発生場所　糸魚川市大字間脇字ゴンザ谷 (2) 雪崩種類　表層雪崩 (3) 被害状況　住宅一部破損１棟 (4) 特記事項　幅15m、長さ150m
昭和60年２月６日	(1) 発生場所　糸魚川市大字根小屋（国道148号） (2) 雪崩種類　表層雪崩 (3) 被害状況　軽傷者１人 (4) 特記事項　通行中のトラックを直撃し、割れたフロントガラスで運転手が顔を切る。 幅４m、長さ６m、厚さ2.5m、量60㎥

昭和63年３月10日	(1) 発生場所　糸魚川市大字大所字牧山(大越) (2) 雪崩種類　表層雪崩 (3) 被害状況　軽傷者１人、保冷車（１ｔ車）小破損 ガードレール10m破損 (4) 特記事項　保冷車が通行中雪崩に巻き込まれる。 幅８m、長さ40m、量200㎥、道路上落雪幅30m

(2) 能生町（平成17年3月19日　市町合併以前）

年　月　日	災　害　状　況
昭和 61 年１月 26 日 (柵口雪崩災害)	(1) 発生場所　能生町大字柵口　権現岳（標高1,108m）中腹付近 (2) 雪崩種類　表層雪崩 (3) 被害状況　死者13人、負傷者９人、全壊家屋８棟、半壊２棟、 一部損壊１棟、非家屋全壊８棟 (4) 特記事項　幅200m、長さ1,800mの国内最大規模の面発生乾雪表層雪崩

(3) 糸魚川市（平成17年3月19日　市町合併以降）

年　月　日	災　害　状　況
令和４年２月 23 日 (島道雪崩災害)	(1) 発生場所　大字島道　大沢岳頭頂部 (2) 雪崩種類　表層雪崩 (3) 被害状況　死者1人、軽自動車２台損壊、島道貯水池上屋損壊 (4) 特記事項　厚さ1.5m、長さ約２km

４　焼山火山災害

(1) 火山活動の記録

（▲は「日本活火山総覧（第４版）」（気象庁編2013）による噴火年を示す）

年　代	現象・活動経過・被害状況等
約3,000年前	火山形成：早川谷へ火砕流、土石流が流下したと見られる。南側（真川）にも溶岩流が流下したと見られる。
約1,000年前	大噴火：日本海まで火砕流が流下（地質調査による。） 887年（仁和３年７月30日）崩壊（午後３～５時、日本大地震、焼山焼け崩れ、石や砂が流出し、８月５日まで続いた。堀口家「往古早川谷の絵図」より）
▲887年（仁和３年）	**現象**：水蒸気噴火→マグマ噴火 火砕物降下あるいは火砕サージ→火砕流→溶岩流。噴火場所は山頂付近？
▲989年（永延３年）	**現象**：マグマ噴火 火砕物降下あるいは火砕サージ、溶岩流。噴火場所は山頂付近？
▲1361年（正平16年）	**現象**：大規模マグマ噴火 火砕物降下あるいは火砕サージ→火砕流→溶岩流。噴火場所は山頂部。 崩壊？（大噴火？火砕流？今のドーム形成？） マグマ噴出量は0.33DREkm³（VEI3）

	（康安元年６月１日） 崩壊（大噴火、火砕流、現在の円頂丘形成、堀口家「往古早川谷の絵図」より）（大地震の時、海陸の大崩れがあったが、茶臼山も鍔の所から倒れ、早川の入海を埋めてしまった。）
▲1773年（安永２年）	**現象**：中規模マグマ噴火 北方へ火砕流。火砕物降下あるいは火砕サージ→火砕流。 噴火場所は山頂火口（御鉢） マグマ噴出量は0.02DREk㎥（VEI3）
	噴火：北方へ火砕流（東中段より抜け出し、東西南北焼け回り、夜毎に明るく火炎焼けし、たちまち雷雹して、岩はもちろん大石を焼き、砂流れる音、砂流れる音肝に響き・・・・堀口家「林蔵文庫」より）
▲1852年～1854年（嘉永５年～安政元年）	**現象**：水蒸気噴火 火砕物降下、硫黄流。噴火場所は北西山腹の割れ目火口。 1852年11月１日夜噴火、翌年５月頃まで続く。1854年にも噴火。噴火地点は北西山腹の割れ目で多くの噴気孔を生成し多量の硫黄を噴出。活動のピークは1852年の噴火であったらしい。
▲1949年（昭和24年）	**現象**：水蒸気噴火（２月５日、２月８日、５月19日、９月13日） 火砕物降下、泥流。噴火場所は山頂南西～北東山腹割れ目火口。 ２月５日噴火：爆発音、北関東に降灰。 ２月８日噴火：爆発音。 ５月19日噴火：鳴動、爆発音。雪解けに伴い５月14日から早川変色。 ７月30日泥流：大雨のため泥流となり被害。 ９月13日噴火
▲1962年（昭和37年）	**現象**：水蒸気噴火（３月14日） 火砕物降下。降灰。噴火場所は山頂火口。
▲1963年（昭和38年）	**現象**：水蒸気噴火（２月14日・15日、３月19日、７月10日） 火砕物降下。噴火場所は山頂部。
▲1974年（昭和49年）	**現象**：水蒸気噴火（７月28日） 火砕物降下、泥流。噴火場所は山頂部割れ目火口群。（VEI1） **噴火**：午前２時50分頃、山頂から北北東及び西北西方向の割れ目に沿ってできた小さな火口群で水蒸気爆発が発生。爆発で噴出され火山灰は、約65万ｔと推定され、焼山から160㎞離れた福島県まで達した。 また、火山灰を含んだ泥水が火口部から直接噴出し、泥流となって火打山川と焼山川を流れ下った。泥流は、河川の流水及び土砂を巻き込んで土石流化し、渓床や渓岸を浸食しながら中川原新田付近まで流下した。土石流によって流出した土砂量は、50～60万㎥と推定される。 被害の概要 ・　死者３名（登山者が火山弾の直撃を受け死亡） ・　土石流により農業用取水堤埋没、発電所取水堤埋没 ・　火山灰により約22haの農地被害、養殖所の紅鱒被害等
▲1983年（昭和58年）	**現象**：水蒸気噴火（４月14日～15日） 火砕物降下。噴火場所は山頂火口西側。 焼山中央火口の西寄りの古い噴気孔で、極めて小規模な水蒸気爆発。山頂付近降灰。
1987年～1991年 （昭和62年～平成３年）	山頂付近で噴気活動活発。特に1987年５月、1988年10月、1989年３月～４月に活発で、灰色味を帯びた噴煙や雪面の変色も見られた。

1991年（平成３年）	10月19日：有色噴気
1993年（平成５年）	12月13日：地震 12月16日ヘリコプターによる調査では、活動は落ち着いている。降灰は認められなかった。
1994年（平成６年）	３月14日：水蒸気量が通常の３～４倍となった。 ３月16日ヘリコプターによる調査では、異常は認められなかった。
1995年（平成７年）	６月２日：火打山川の水が白濁後黒変した。 ヘリコプターによる調査では、山頂及び北東の山頂付近から極微量の噴気が確認できた。東側の斜面の変色は認められなかった。
1996年（平成８年）	４月18日：降灰らしい物の情報。 調査結果、黄砂ではないか（前日中部地方で観測されている。）という情報を報道参考資料として、気象庁、新潟地方気象台、高田測候所から発表。 10月29日：やや灰色っぽい噴気。噴気活動は異常なし。
▲1997年～1998年 （平成９年～10年）	**現象**：小規模水蒸気噴火（1997年10月29日、11月８日-９日、12日 ～ 1998年２月下旬-３月30日） 火砕物降下。噴火場所は山頂東斜面。 1997年10月29日以降、1998年２月下旬から３月30日の間に４回火山灰を噴出させる活動があった。（VEI1）
2015年～2018年 （平成27年～平成30年）	**現象**：2015年夏頃から2016年秋頃まで噴気がやや高い傾向が継続。2016年春には小規模な噴火が発生したとみられ、山頂付近東側で少量の火山灰の堆積が見られたほか、火山性地震の増加、火打山川の白濁現象などが発生した。 **規制**：想定火口内（半径１ｋｍ以内）立入規制の実施（2016年３月２日～2018年11月15日） 噴火警戒レベル１（活火山であることに留意）

５　美山公園森林火災

(1) 発生年月日及び発生原因

昭和62年４月21日20時一ノ宮字四ツ割1379番（美山公園野球場付近）から出火、原因は伐採林の枝に残り火の不始末

(2) 災害対策本部設置（４．21美山公園森林火災対策本部）

(ｱ) 設置期間　４月21日21時40分設置　　４月22日14時30分閉鎖

(ｲ) 設置場所　本部　　糸魚川市役所総務課内

現地本部　　特別養護老人ホームみやまの里内

(3) 出動人員

消防本部	５人	糸魚川市消防団	272人		
糸魚川消防署	37人	青海町消防団	10人		
青海消防署	12人	名立町消防団	36人		
能生消防署	９人			計	381人

(4) 出動車両

糸魚川消防署	９台	糸魚川市消防団	20台		
青海消防署	２台	青海町消防団	２台		
能生消防署	１台	名立消防団	２台	計	36台
生コンクリートミキサー車	大型31台	中型５台			

(5) 被害状況

(ｱ) 焼失総面積　25ha

(ｲ) 樹種別被害　杉7.3 ha、赤松14.93 ha、雑木2.2 ha、その他0.57 ha

(ｳ) その他　チェーンソー３台焼失

(6) 被害総額　52,515千円

６　ナホトカ号重油流出災害

平成９年１月２日、ロシア船籍のタンカー「ナホトカ」（13,157総ｔ：32人乗組）は、重油約19,000kℓを積んで島根県沖を航行中に、悪天候のため長さ約180ｍの船体部分が船首部分約50ｍを残して沈没し、重油が流出した。

このため、平成９年１月22日に浦本海岸に重油が漂着し、市職員、地元消防団、漁業関係者により重油回収を行った。

	糸魚川地域	能生地域	青海地域
災害対策本部	1月18日 17時設置	1月18日 18時設置	1月18日 17時設置
重油回収量	18,813 ℓ	87,780 ℓ	少量
回収人員	延 231人	延 986人	－
被害総額	水産関係　900万円	－	－

７　糸魚川市駅北大火

平成28年12月22日（木）10時20分頃、大町1丁目で出火し、最大瞬間風速27.2m/ｓを記録した南南東からの乾燥した強風により、合計147棟が飛び火・延焼被害により焼失した。

火災では、全国で初めて自然災害と認定され、災害救助法及び被災者生活再建支援法が適用された。

(1) 災害経過

ア　出火　平成28年12月22日（木）　10時20分頃

イ　鎮火　12月23日（金）　16時30分

(2) 被災エリア

○大町1丁目、２丁目及び本町（図-１）

(3) 被害状況

ア　焼失面積（被災エリア）約40,000㎡

イ　建造物147棟（全焼120棟　半焼５棟　部分焼22棟）
ウ　車両　29台
エ　負傷者 17名（一般２名　消防団員15名）

(4) 気象状況
ア　気温18.4℃　湿度　54.7%（12月22日（木）　午前11時00分）
イ　最大瞬間風速　27.2m/ｓ　南南東（12月22日（木）　午前11時40分）

(5) 消火体制
ア　消防関係
〔糸魚川市消防本部、糸魚川市消防団、新潟県消防防災航空隊、新潟県応援消防隊、新川地域消防本部（富山県）、北アルプス広域消防本部（長野県）〕
○消防車等　延べ235台　活動人員　延べ1,887人
イ　関係機関
〔国土交通省北陸地方整備局、新潟県警察本部糸魚川警察署、陸上自衛隊、富山県〕
ウ　民間協力
○建設業関係　業者４社（重機・車両等19台　簡易水槽13基）
○製造業関係　業者３社（コンクリートミキサー車32台）
○給油所関係　業者２社（給油車両４台）

図-１　平成 28 年 12 月 22 日発生　糸魚川市駅北大火被災エリア

８　能登半島地震

平成６年１月１日（月）16時10分、石川県能登地方を震源にマグニチュード7.6の地震が発生、市内では最大震度５強が観測され、沿岸部に津波警報が発表された。住家への被害が600棟を超え、災害救助法が適用された。

⑴　市内で観測した震度
一の宮（５強）、能生（５強）、青海（５弱）、大野　美山公園（５弱）

⑵　津波警報
16:12　津波警報発表（到達中と推測、予想される津波の高さ３ｍ）

⑶　対策本部設置状況
16:15　1.1糸魚川市地震災害対策本部　設置

⑷　避難状況（自主避難状況）
主避難所　74か所　避難者数　5,967人

⑸　被害状況
①　人的被害　　軽症：男２人、女２人　計４人
②　建物等被害
ア　住家　　半壊５棟、準半壊８棟、一部破損661棟、合計674棟（令和７年３月31日現在）
イ　敷地　　造成ブロック損傷・変形、塀垣ブロック損傷、敷地・駐車場の損傷等
※液状化とみられる影響により、特に中央１丁目付近で被害が発生
※京ヶ峰地区においては、造成ブロックの損傷が複数発生
③　その他
市道被害、水道施設被害、公立文教施設被害、農林水産業施設被害等

９　県内に被害を与えた地震とその被害

県内に被害を与えた既往地震について、その被害状況、特徴は次表のとおりである。

⑴ 慶応以前（各種記録資料による。）

発生年月日	規模	地　名	災害の状況
863. 7.10（貞観５）	7.0	越中、越後	山崩れ、民家倒壊、湧水あり、圧死者多数
885. 6. 4（仁和１）		越後	
885. 6. 6（仁和１）		越後	
887. 7.29（仁和３）		越後、京都	
887. 8. 2（仁和３）	6.5	越後、京都	越後津波、死者あり
938～943（天慶1-6）		越後	前後３回大地震(発生年月日不明)
972.11.10（天禄３）		越後	
(1092)（寛治５）		越後	蒲原郡の入海、陸地となる。

1093.12. 7（寛治７）			
1099. 5. 3（康和１）		越中、越後、加賀能登	詳細不明
1133（長承２）		越後	
1257（正嘉１）		越後	
1293（永仁１）		越後	４月13日鎌倉関東に地震あり、関連あり？
1361. 7.30（正平16）		越後頸城郡	
1400（明応７）		越後	寺泊の沖合大陥没
1467（文正１）		越後	
1502. 1.28（文亀１）	6.9	越後、会津	越後で家屋の倒壊、死者あり
1517. 7.18（永正14）	6.4	越後、会津	越後には倒壊家屋あり
1585.12.20（天正13）		越後	越中の兵士600人海中に姿を消す。
1594（文禄３）		越後	
1614.11.26（慶長19）	7.7	越後、相模、紀伊、山城、伊予	津波あり死者多し（発生年慶長18年？）
1633. 6.11（寛永10）		越後	
1666. 2. 1（寛文５）	6.4	越後高田	城破損、潰家多し、出火あり、死者1,500人
1669. 6. 3（寛文９）		越後国新発田	
1670. 6.22（寛文10）		佐渡	
1676. 1.16（延宝３）		佐渡	
1706.12. 8（宝永３）		佐渡	
1710. 8.28（宝永７）		佐渡、日光	
1714（正徳４）		北越	
1719. 5. 7（享保３）		越後	保倉団平山鳴動、山崩れ
1751. 5.20（宝暦１）	6.6	越後、越中	高田城破損、震災地を通じて死者2,000人
1759. 6.23（宝暦９）			高田領の全壊及び焼失家屋6,088棟、死者1,128人
1762. 3.29（宝暦12）	5.9	越後三条	土蔵壁亀裂、新潟烈震、日光有感
1762.10.31（宝暦12）	6.6	佐渡	津波あり、26棟流出、新潟地割れを生ず。日光有感
1765. 9.22（明和２）		佐渡	
1768.10.15（明和５）		佐渡	
1770. 9.19（明和７）		佐渡	
1771.11.24（明和10）		佐渡	
1773. 9.26（安永２）		佐渡	
1778. 4. 1（安永７）		佐渡	
1779. 3. 4（安永８）		佐渡	
1779.12.17（安永８）		佐渡	
1780. 8.24（安永９）		佐渡	
1781. 3. 7（天明１）		津軽、佐渡	
1786. 8. 8（天明６）		佐渡	
1789. 4.10（寛政１）		佐渡	
1802.12. 9（享和２）		佐渡	佐渡３郡全体で死者19人、潰家1,150棟、焼失328棟
1809. 2. 4（文化７）		佐渡、江戸	
1828.12.18（文政11）	6.9	越後三条、長岡、亘、見附、与板、	倒壊家屋9,800棟、焼失1,200棟、死者1,400人 江戸は稍強

		江戸	
1833. 12.　7（天保４）	7.4	北海道函館、福山 出羽、佐渡	津波を伴う　潰家103棟 死者42人
1847.　5.　8（弘化４）	7.4	信濃、越後	震災地を通じて潰家 34,000 棟、死者 12,000 人

(2) 明治以降（新潟地方気象台資料による。）

発生年月日	規模	震央地名	新潟県内の被災状況
1886.　7. 23（明治19）	5.3	新潟県上越地方	東頸城郡で土蔵破損、橋梁破壊などの被害
1887.　7. 22（明治20）	5.7	新潟県中越地方	古志郡、南蒲原郡、三島郡一帯に地震強く古志郡で家屋に全半壊あり
1898.　5. 26（明治31）	6.1	新潟県中越地方	六日町で土蔵・家屋の壁亀裂、墓碑の転倒、田畑の亀裂、噴砂あり
1904.　5.　8（明治37）	6.1	新潟県中越地方	南魚沼郡五十沢村付近で土蔵、家屋の破損、落石、道路の亀裂から青砂を噴出、城内村で瓦の墜落・障壁の亀裂、墓石の転倒あり
1905.　7. 23（明治38）	5.2	新潟県上越地方	壁に亀裂
1914. 11. 15（大正３）	5.7	新潟県上越地方	高田・直江津・桑取谷で家・土蔵の壁の落下・亀裂、屋根石転落・石碑転倒
1927. 10. 27（昭和２）	5.2	新潟県中越地方	三島郡で道路損壊、家屋倒壊（関原地震）
1933. 10.　4（昭和８）	6.1	新潟県中越地方	北魚沼郡で屋根石落下、壁に亀裂
1947.　4. 14（昭和22）	5.7	新潟県上越地方	能生谷村で１か月後、山崩れ起こる。
1951.　8.　2（昭和26）	5.0	新潟県上越地方	震央付近で墓石の転倒・窓ガラス破損、炭焼小屋の倒壊、墓石の転倒あり
1961.　2.　2（昭和36）	5.2	新潟県中越地方	死者5人、住宅全壊220棟、半壊465棟、小壊804棟 長岡地震
1964.　6. 16（昭和39）	7.5	新潟県下越沖	死者14人、住宅全半壊13, 248棟 新潟市内で地盤の流動、不同沈下による震害が著しかった（新潟地震）。
1971.　2. 26（昭和46）	5.5	新潟県上越地方	負傷13人、雪崩数か所、小規模な地割れ、山崩れ
1983. 10. 16（昭和58）	5.3	新潟県上越地方	糸魚川市で負傷２人
1990. 12.　7（平成２）	5.4	新潟県中越地方	道路の亀裂・陥没・決壊、家屋の壁面亀裂
1992. 12. 27（平成４）	4.5	新潟県中越地方	小・中学校の体育館天井落下、家屋の壁面や道路の亀裂
1993.　2.　7（平成５）	6.6	能登半島沖	負傷１人、落石、崩土
1995.　4.　1（平成７）	5.6	新潟県下越地方	負傷82人、家屋全壊55棟、半壊181棟
1998.　2. 21（平成10）	5.2	新潟県中越地方	負傷１人、ブロック塀の破損１、家屋一部損壊５棟
2001.　1.　4（平成13）	5.3	新潟県中越地方	負傷２人、家屋一部損壊192棟、文教施設27棟
2004. 10. 23（平成16）	6.8	新潟県中越地方	死者68人、負傷者4, 795人、住家全壊3, 175棟、住家半壊13, 810棟、道路網寸断、河道閉塞、各地で土砂災害多発、上越新幹線脱線（新潟県中越大震災）

2005. 6.20（平成17）	5.0	新潟県中越地方	負傷者１人、住家一部損壊５棟
2005. 8.21（平成17）	5.0	新潟県中越地方	負傷者２人
2007. 3.25（平成19）	6.9	能登半島沖	十日町市、糸魚川市で重傷者１人、軽傷者３人、住家一部破損３棟（平成19年(2007年)能登半島地震）
2007. 7.16（平成19）	6.8	新潟県上中越沖	死者15人、重傷者350人、軽傷者1,966人、住家全壊1,331棟、半壊5,710棟、一部破損37,277棟（平成19年(2007年)新潟県中越沖地震）
2009. 5.12（平成21）	4.8	新潟県上越地方	体育館や宿泊施設の設備一部破損
2011. 3.11（平成23）	9.0	三陸沖	軽傷者３人、住家一部破損17棟（平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震）
2011. 3.12（平成23）	6.7	長野県北部	重傷者１人、軽傷者44人、住家全壊39棟、半壊258棟、一部破損2,088棟
2014.11.22（平成26）	6.7	長野県北部	糸魚川市で住宅半壊１棟、一部損壊２棟（長野県神城断層地震）

９　新潟県内の地震

(1) 新潟地震とその被害

①　震源、規模

発生年月日	1964年（昭和39年）６月16日13時01分
震源・規模	新潟県下越沖　北緯38度22.2分、東経139度12.7分
	深さ34km　　マグニチュード7.5
各地の震度	本県では、かなりの広い地域が震度５という地震に見舞われた。 県内各地における震度分布は、次の図のとおりであるが、震源に近い村上市では一部震度６に匹敵するところがあったといわれている。

〔新潟県内震度分布図〕

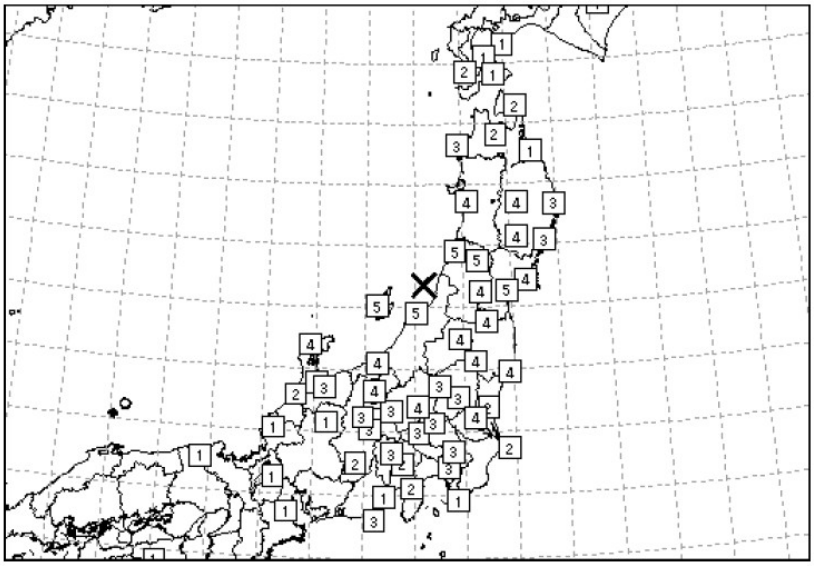

② 津波の状況

日本海沿岸に押し寄せた津波の最大波高とその時刻は、次表のとおりである。第１波は比較的小さく、むしろ３回目くらいの津波が大きかったといわれている。新潟市では、この津波が信濃川を遡行し、遠く14km上流まで及んだ。

人的被害はなかったものの、この津波のため新潟市、両津市等で浸水被害があったほか、各地で船舶等に被害が生じた。

〔津波の概要〕

観測地点	最大波高cm	その時刻	観測地点	最大波高cm	その時刻
北海道岩内	60	15:00頃	佐渡両津	200	14:00頃
北海道江差	40	17:05	新潟	234	14:25
深浦	170	17:00	新川	134	14:32
岩崎	180	17:00頃	直江津	140	15:55
秋田港	150	15:07	富山港	100以下	15:00頃
酒田(湾内)	300	14:47	伏木港	80	15:25
鼠が関	350	13:20	輪島	120	14:45
上海府	390	13:10	浜田	32	20:10
岩船	350	13:20			

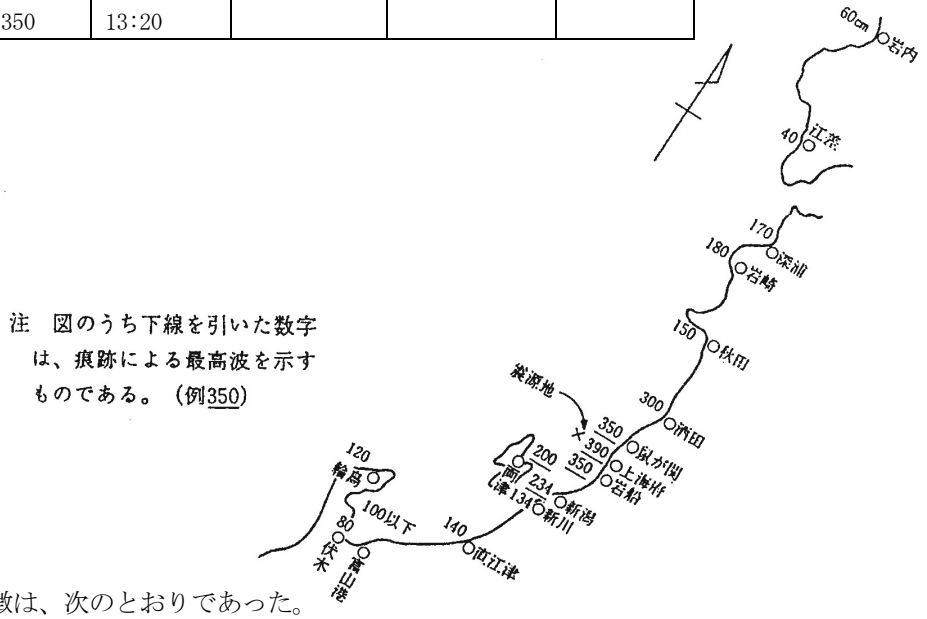

③ 被害の特徴

県内の被害の特徴は、次のとおりであった。

ア　被害の分布

県内各地は、その大半が震度５という激しさであったため、地震被害は、ほとんど全市町村に及んだ。しかし、特に地震が激しかったのは、震源地に近い山形県境から村上市を含む岩船地方と新潟市を中心とする北蒲原、西蒲原地方などで、概して沿岸に近い地方に集中した。

震央に近い粟島や山北、村上地方では隆起や陥没が発生し、港湾施設の破損や山腹斜面に多数の崩壊を生じた。

最も被害が大きかったのは、新潟市を中心とする蒲原地方平野部であり、なかでも河川下流低地の軟弱地盤上の町に被害が集中した。特に人口30万人余りを擁し近代都市を形成していた新潟市は、ライフライン施設の破壊による都市機能の障害や液状化に伴う道路、家屋の損壊など多くの被害が集中した。

イ　地盤の液状化現象

地盤の液状化現象は、噴水、噴砂、噴泥を伴う。新潟地震では、液状化によるビルの倒壊・転倒、道路・堤防の陥没、沈下等が多数発生した。

地盤の液状化による被害は、ほとんど旧河道跡や新しい埋立地に限られており、前述の建築物被害、土木施設被害のほか、地下埋設物等にも大きな被害が生じた。

ウ　水害の発生

新潟市では、5,000ha以上にも及ぶ地域が、地震後の浸水によって泥海と化した。地盤の液状化現象によって噴出した地下水と、陥没や亀裂を生じた護岸、堤防を越えて津波が襲ってきたためである。

数年来続いていた地盤沈下によって、海抜０ｍ地帯が広がっていたため、浸水は容易に引かず、市内の床上浸水は9,800戸にも及んだ。また、両津市でも津波により400戸近くが浸水した。

エ　火災の発生

新潟地震においては、一般の火災は少なく、新潟市で９件の出火のうち４件はすぐに消され、２件は昭和石油のものであった。他の３件は大火には至らなかった。

地震直後、昭和石油の石油タンクから溢流したタンクから火災が発生し（第１火災）、また、18時30分頃津波の浸水による流出油が発生し（第２火災）、隣接住宅地を延焼した。第２火災は６月20日鎮火したが、第１火災は７月１日まで燃え続けた。

この火災による延焼棟数は290棟、延焼面積は、64.4㎢に及んだ。

(2) 新潟県北部の地震とその被害

①　震源、規模

発生年月日	1995年（平成７年）４月１日12時49分
震源・規模	新潟県下越地方　北緯37度53.4分、東経139度14.8分
	深さ16km　マグニチュード5.6
各地の震度	県北部を中心に震度４を観測した。県内各地における震度分布は、下図のとおりであるが、震源に近い笹神村の一部では震度６に近い揺れがあったものと推定される。

〔新潟県内震度分布図〕

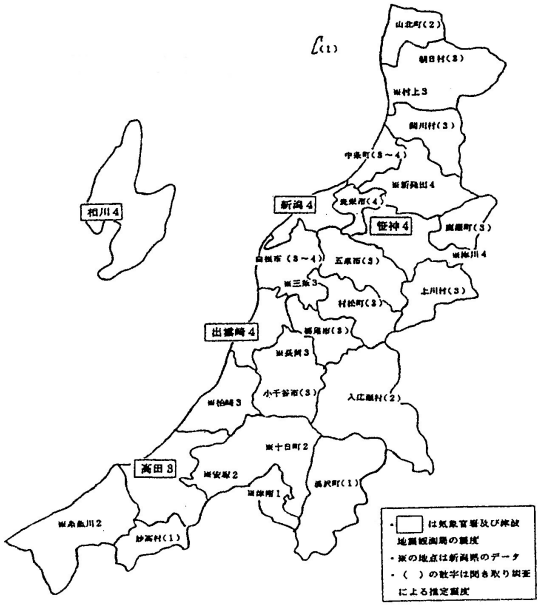

② 被害の状況

震源に近い豊浦町、笹神村等では、家屋の全壊等の被害が見られた。

家屋の被害は、北蒲原郡の南部の豊浦町から水原町にかけての地域において顕著である。北北東から南南西方向に延びる長さ６～７km、幅１～２kmの範囲では　震度５相当の揺れが、更にこのうちの笹神村の一部地域では震度６に近い揺れがあったものと推定される。

(3) 中越大震災（新潟県中越地震）とその被害

① 震源、規模

発生年月日	2004年（平成16年）10月23日17時56分
震源・規模	新潟県中越地方　　北緯37度17.5分、東経138度52.0分
	深さ13km　マグニチュード6.8
各地の震度	気象庁の発表した各地の震度は下図のとおり。 川口町において観測史上初めて震度７を記録するなど、各地で大きな揺れを観測した。 また、本震直後から大規模な余震が繰り返し発生した。

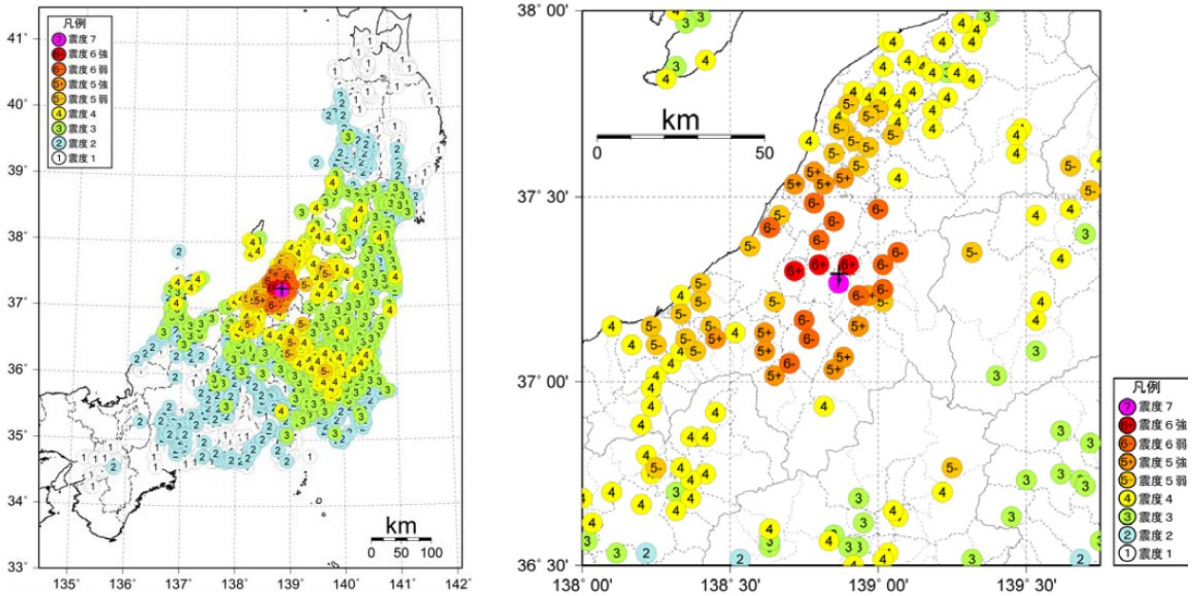

② 被害の状況

ア 人的被害

中越大震災における人的被害は、死者68人、重傷者632人、軽傷者4,163人（平成21年10月15日現在）であったが、死者のうち、地震のショックや長期に亘る避難生活に伴うストレス及び疲労などに起因するいわゆる「災害関連死」が2/3 程度含まれている。また、車中で避難生活を送っていた避難者の中には、エコノミークラス症候群（肺動脈塞栓症）の疑いのある死者も発生した。

イ 住家被害

住家被害は、全壊3,175 棟、半壊13,810棟、一部損壊104,619棟（平成21年10月15日現在）となっており、特に震源に近い川口町、旧山古志村で大きな被害が発生している。

住宅が雪国仕様で堅牢だったため、大きな揺れにもかかわらず揺れそのものによる倒壊家屋は比較的少なかったと言われている。

ウ インフラの被害

地震発生時、長岡駅付近を走行中の上越新幹線が脱線し、また施設にも大きな被害が出るなどして、全区間運転再開まで約２か月間を要したほか、上越線、只見線等の在来線でも斜面崩壊・トンネル損傷等により長期間不通となった。

また、土砂崩れや地滑り等により高速道路をはじめ各地で道路が寸断され、地震発生直後は、７市町村で61 地区の集落が孤立した。

電気等のライフラインも大きな被害を受け、停電が約30万戸、断水が約13万戸、ガスの供給停止が約５万６千戸（いずれもピーク時）発生した。

エ　河道閉塞の多発

中山間地で発生した中越大震災では、地滑りや土砂崩れによる河道閉塞が旧山古志村や小千谷市などを中心に多発し、多数の家屋が水没した。

オ　間接被害の発生

観光業をはじめとして、地震による直接的な被害を受けなかった地域においても、交通の途絶及び顧客の心理的な影響などにより、売上げや受注の減少が見られた。

カ　地震後の豪雪による被害の拡大

地震発生から約２か月後の新年早々から、19年振りの豪雪が地震の被災地を襲い、避難勧告等により立ち入りの制限された地区では、雪下ろしもできないままに倒壊する家屋が相次いだ。

また、崩落斜面等での雪崩の頻発やシートをかけた屋根からの落雪により死傷者が発生した。

(4) 新潟県中越沖地震とその被害

①　震源、規模

発生年月日	2007年（平成19年）７月16日10時13分
震源・規模	新潟県上中越沖　　北緯37度33.4分、東経138度36.5分
	深さ17km　マグニチュード6.8
各地の震度	気象庁の発表した各地の震度は下図のとおり。 柏崎市や刈羽村、長岡市小国町等で震度６強を観測した。

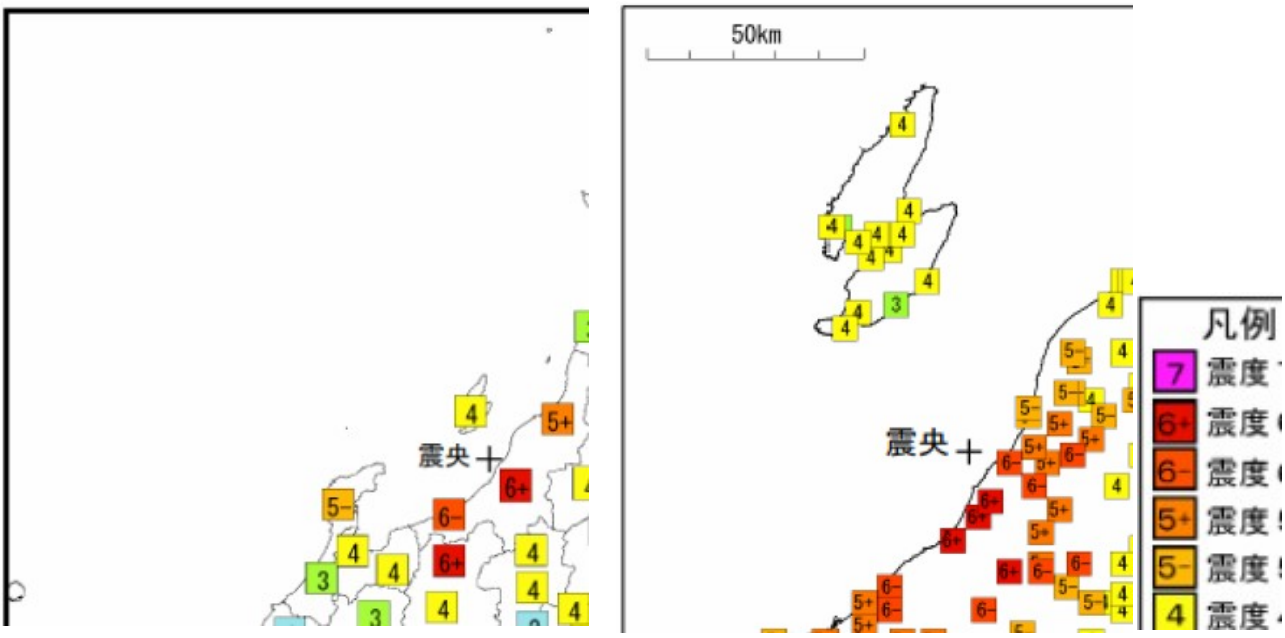

② 被害の状況

ア 人的被害

中越沖地震の人的被害は、死者15人、重傷者341人、軽傷者1,975人、合わせて2,331人である（平成25年４月１日現在）。死者のうち、年齢別では65歳以上の者が10人を占め、また、家屋崩壊や作業中の熱傷等による直接的・物理的原因で死亡した者は11人であった。

イ 住家被害

個人財産である住宅被害が多く、全壊1,331棟、半壊5,710棟（うち大規模半壊は856棟）、一部損壊37,277棟となっており、さらに、非住家被害31,590棟を合わせると、建物被害は75,908棟となっている（平成25年４月１日現在）。また、被害の中心地は日本海に近いため砂地が多く、砂丘地の液状化や、段丘地での擁壁の転倒などさまざまな宅地被災形態がみられた。

ウ インフラの被害

在来線では、信越本線が青海川駅で発生した大規模土砂崩壊などにより不通となり、県内鉄道の全区間運転再開まで約２か月間を要した。国道や県道は土砂崩落や路面陥没、沿線の家屋倒壊等により37か所で通行止めとなった。

また、ライフラインの被害は、停電約35,000戸（８市村）、ガス供給停止約34,000戸（４市町村）、上水道断水約59,000戸（７市町村）に及んだ。

エ 原子力発電所の被害

世界最大の柏崎刈羽原子力発電所でも、所内変圧器の火災や、微量の放射性物質の放出等のトラブルが発生した。

オ 間接被害の発生

度重なる大規模地震の発生や原子力発電所の被災、新潟の名前を冠した「新潟－神戸ひずみ集中帯」が取り上げられたことなどにより、本県の安全イメージが悪化し、観光客の激減など全県的な風評被害が生じた。